

第2期瀬戸内市地域福祉計画

平成28年3月
瀬戸内市

はじめに

近年、少子高齢化や核家族化の進行により価値観や生活様式が多様化し、地域のつながりが希薄になるなど、家族や地域で互いに支え合う力が弱まっています。また、人間関係の希薄化に伴い、虐待や引きこもり、孤独死、生活困窮者など社会的に孤立した人も増えつつあり、地域の福祉ニーズは多様化、複雑化しています。

このような課題に対応するためには、行政における福祉サービスの充実はもちろんのこと、地域住民や関係団体、社会福祉協議会、行政等がそれぞれの役割を持ち、協働して助け合い、支え合える関係を築いていくことが重要です。

本市では、平成18年度に総合保健福祉計画を策定し、その中で地域福祉の推進に取り組んでまいりました。計画期間中においては、社会福祉協議会と連携し、地域包括支援センターの運営や権利擁護センターほっと♥せとうち、生活相談支援センターを設置するなど市民の生活課題に対応した支援ができるよう取り組みを進めてきたところです。

この度、地域福祉計画の期間が満了することに伴い、社会環境の変化や新たな福祉課題に対応するため、第2期計画を策定いたしました。

本計画は、今後の本市の地域福祉の仕組みを構築するための方針や役割をとりまとめたものであり、「人がともに支え合い 誰もが心豊かに暮らせるまち 瀬戸内」を基本理念とし、市民の助け合いの意識の醸成や地域福祉活動の活性化に向けた仕組みづくりを進め、誰もが心豊かに暮らせるまちをめざすものです。

基本理念の実現に向けて、本計画に基づき、各種施策を展開してまいりますので、地域住民の皆様や関係団体等の皆様の積極的な参画とご協力をお願い申し上げます。

おわりに、本計画の策定にあたり、ご尽力をいただきました瀬戸内市地域福祉計画策定委員会の委員の方々をはじめ、ご協力いただきました市民の皆様、関係団体の皆様に心から感謝申し上げます。

平成28年3月



瀬戸内市長 武久 顕也

【目 次】

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の背景.....	1
2 地域福祉とは.....	2
3 計画の位置づけ.....	3
4 計画の期間.....	5
5 計画の策定体制.....	6
6 社会福祉協議会との連携強化.....	6
7 地域福祉の圏域の考え方.....	6
8 経済的な視点からの地域福祉.....	7
第2章 瀬戸内市の現状と課題.....	8
1 人口等の状況.....	8
2 子どもの状況.....	13
3 高齢者の状況.....	15
4 障がいのある人の状況.....	17
5 ボランティア団体・NPO団体等の状況.....	19
6 生活困窮者の状況.....	19
7 市民意識の状況.....	19
8 地域福祉の現状に関する総括.....	24
9 地域福祉に関する課題のとりまとめ.....	26
第3章 計画のめざす方向.....	27
1 計画の基本理念.....	27
2 計画の基本目標.....	28
3 施策の体系.....	29
第4章 地域福祉施策の展開.....	30
基本目標1 地域のつながりからはじまる人づくり.....	30
基本目標2 安全・安心な暮らしを支え合える地域づくり.....	36
基本目標3 福祉サービスの利用に向けた仕組みづくり.....	46
第5章 地域福祉の推進.....	53
1 推進体制と計画の進行管理.....	53
2 計画の評価体制.....	53

資料編.....	54
1 瀬戸内市地域福祉計画策定委員会設置要綱.....	54
2 瀬戸内市地域福祉計画策定委員会委員名簿.....	55
3 策定経過.....	55

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

(1) 国の動き

我が国では、平成12年に「社会福祉事業法」が「社会福祉法」に改められ、その中で「地域福祉の推進」が位置づけられることとなり、地域福祉計画の策定が努力義務として規定されました。この法律では、地域住民や社会福祉事業者、地域で福祉に関わる人たちが相互に協力しながら、地域福祉を推進していくことが求められています。

平成19年には厚生労働省より災害時要援護者支援のあり方を地域福祉計画に盛り込むことが示されました。また、平成23年には東日本大震災が発生し、改めて地域の絆や助け合い、支え合いの重要性が認識されるとともに、平成24年の社会保障・税の一体改革においても家族や国民相互の助け合いの重要性について確認されました。同じく平成24年において地域の希薄化に伴う孤立死の問題もあり厚生労働省より地域において支援を必要とする者の把握及び適切な支援について通知が出されています。さらに、平成26年には厚生労働省より生活困窮者自立支援方策について地域福祉計画に盛り込むことが示されました。

このように、地域の課題が多様化、複雑化する中、多角的な視点や専門分野から様々な支援が必要なケース、公的サービスでは対応が難しい地域の問題や制度の狭間といわれる生活課題なども出てきています。そのため、住民が安心して生活ができ、様々な生活課題に対応できるよう、地域でのお互いを支え合う仕組みをつくる地域福祉の重要性は一層高まっています。

(2) 瀬戸内市の動き

本市では平成18年度に総合保健福祉計画を策定し、地域福祉計画、老人保健福祉計画、介護保険事業計画、障害者計画、健康増進計画、次世代育成支援地域行動計画などを一体的に推進してきました。

その中における「地域福祉計画」は、総合的な相談体制、情報発信、見守りや支え合いの地域づくりなど、地域との協働による総合的な健康福祉環境の整備を進める役割を担ってきました。

計画期間中においては、地域包括支援センターの運営や権利擁護センターほっと♥せとうち、生活相談支援センターを設置し、市が社会福祉協議会に委託して、高齢者やその家族などへの支援や権利擁護の推進、生活困窮者への支援などを行ってきました。今後においては医療・福祉・保健に関する総合的な相談窓口として、トータルサポートセンター※を設置するなど住民の福祉ニーズに対応するための様々な取組を行っていきます。

本計画においては、このような健康福祉環境における取組を踏まえながら、健康、スポーツ、教育、文化、防災など様々な取組や考え方により、地域内や地域間の絆を強め、つながり・支え合っていけるまちをつくっていくことが重要です。

そのため、地域福祉をめぐる動向を踏まえながら、地域の様々な福祉ニーズ、社会資源について総合的な観点から検討し、「瀬戸内市としてめざす地域福祉像」を掲げるとともに、その実現に向けた諸施策を体系的に定めた、「第2期瀬戸内市地域福祉計画」を策定します。

※平成28年3月時点では、トータルサポートセンター準備室ですが、平成28年度中に名称を変更する予定です。

2 地域福祉とは

(1) 「地域」とは？

「地域」とは、範囲を限定した土地や区域を意味しますが、使用する場面や項目によって、その範囲は異なります。

この計画では、地域を「一番、身近な生活圏域から市域まで」と捉え、それぞれの範囲の中で、内容・機能に基づき社会生活を行う範囲をまとめて「地域」としています。

(2) 「地域福祉」とは？

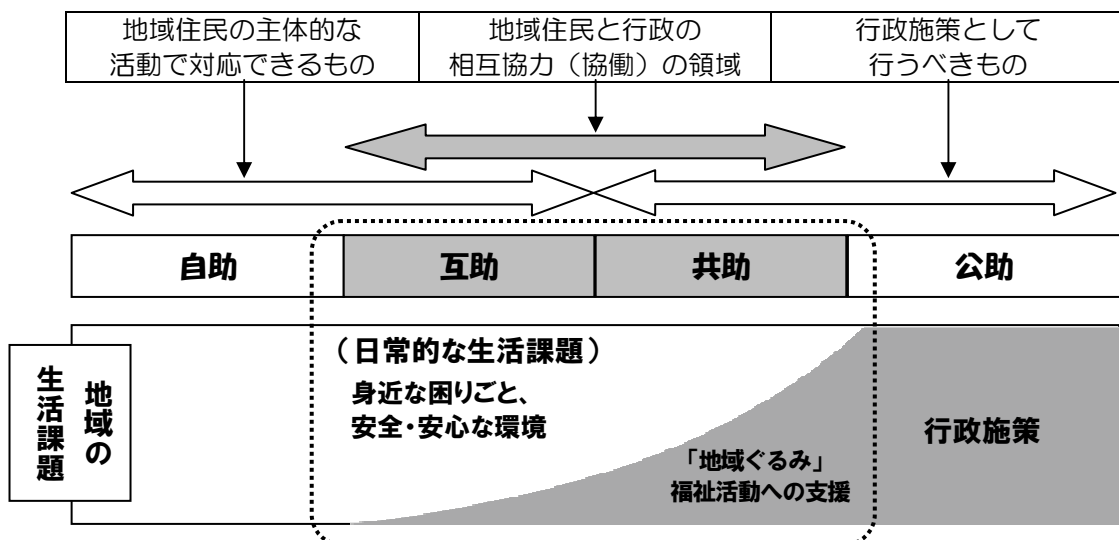
子どもでも、高齢になっても、障がいがあっても、家庭や住み慣れた地域の中で、自分らしく幸せに暮らせるよう、様々な担い手（地域住民・事業者・社会福祉協議会・行政等）が地域の生活課題の解決のためにお互いができることを行い、できないことを補い合うことを「地域福祉」といいます。

地域福祉計画は、市民、関係団体、行政等が福祉の4つの助け（自助・互助・共助・公助）の視点に基づき、それぞれの役割の中でお互いを補完しあいながら協働で課題解決に向けて取り組める仕組みづくりを構築するものです。

■福祉の4つの助け

自助	個人や家庭による自助努力（自分でできることは自分です）
互助	地域社会における相互扶助（隣近所や友人、知人とお互いに助け合う）
共助	NPO、ボランティア・住民活動、社会福祉法人などによる支え（「地域ぐるみ」で福祉活動に参加して地域で助け合う）
公助	公的な制度としての保健・福祉・医療その他の関連する施策に基づくサービス供給（行政でなければできないことは、行政がしっかりとする）

■「自助」「互助」「共助」「公助」の考え方



3 計画の位置づけ

(1) 法的位置づけ

本計画は社会福祉法第107条に規定される「市町村地域福祉計画」です。

また、同法第109条において、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として社会福祉協議会が規定されており、本計画は行政と社会福祉協議会及び地域が相互に連携しながら推進するものとします。

■社会福祉法（抜粋）

(地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- (1) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (2) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (3) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

■「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」の関係

地域福祉計画

- 社会福祉法107条に基づく「市町村福祉計画」であり、市の行政計画。
- 福祉サービスの適切な利用や社会福祉の健全な発達、地域福祉活動への住民参加の促進など、地域福祉の推進に関する事項を一体的に定めるもの。

整合

地域福祉活動計画

- 法律上の規定はなく、社会福祉協議会が策定する民間計画。
- 地域住民や民間団体（民間事業所）などが地域福祉のために何ができるのかを考える行動計画。

(2) 地域福祉計画に関する国の通知等

地域福祉計画の策定について、下記のとおり国から通知等が示されています。

■地域福祉計画に関する国の通知等

年	国の通知等
平成12年	<p>社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律（平成12年法律第111号）による改正後の社会福祉法（昭和26年法律第45号）において、地域福祉の推進を図る観点から第1条の目的に地域福祉の推進を掲げ、第4条に地域福祉の推進に係る規定を設けるとともに、新たに第10章として地域福祉計画、社会福祉協議会及び共同募金に係る規定からなる地域福祉の推進の章が設けられた。</p> <p>地域福祉計画に係る規定は同法第107条及び第108条として平成15年4月1日施行された。</p>
平成19年	<p>厚生労働省通知「要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認等の円滑な実施について」（平成19年8月10日）において、地域における要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認方法等を市町村地域福祉計画に盛り込むこととなった。</p>
平成22年	<p>厚生労働省通知「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定及び見直し等について」（平成22年8月13日）において、市町村地域福祉計画の策定及び実施について、管内市町村への支援・働きかけの強化がなされた。</p>
平成26年	<p>厚生労働省通知「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定について」（平成26年3月27日）において、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。平成27年4月施行）に基づく生活困窮者自立支援制度は、地域福祉を拡充し、まちづくりを進めていく上でも重要な施策であることから、生活困窮者自立支援方策を市町村地域福祉計画に盛り込むこととなった。</p>

(3) 他の計画との関連

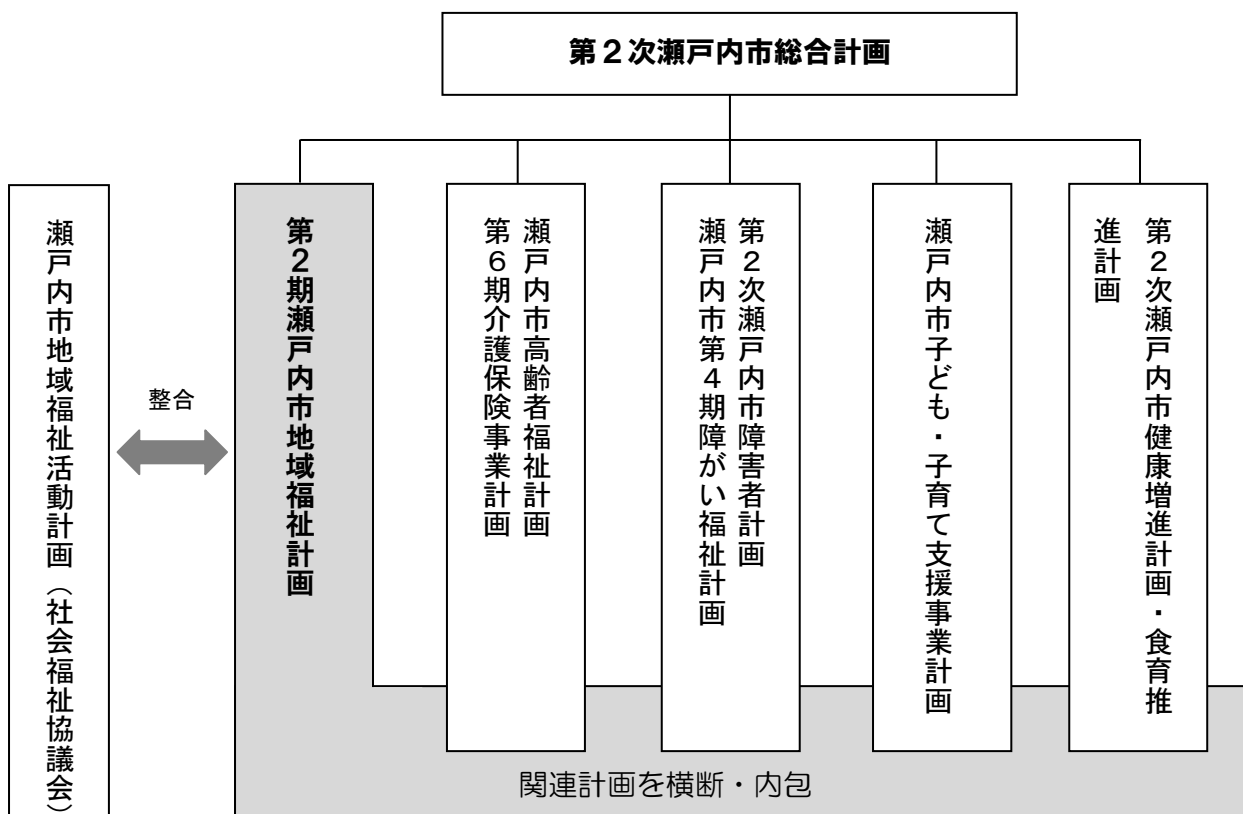
①個別の福祉計画との関連

本計画は、第2次瀬戸内市総合計画を上位計画とし、高齢者福祉計画や子ども・子育て支援事業計画、障害者計画、健康増進計画・食育推進計画などの個別計画に共通する地域福祉分野と連携しながら進めるものです。

②地域福祉活動計画との関連及び社会福祉協議会との連携強化

社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画と整合を図りながら、パートナーシップによる地域福祉施策の充実に取り組みます。

■他の関連計画との関係



4 計画の期間

計画の対象期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とします。また、社会情勢の変化や国の動向により必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

5 計画の策定体制

(1) 瀬戸内市地域福祉計画策定委員会による検討

本計画の策定にあたっては、「瀬戸内市地域福祉計画策定委員会」が中心となり計画を審議し、その意見を踏まえたうえで策定を行いました。

6 社会福祉協議会との連携強化

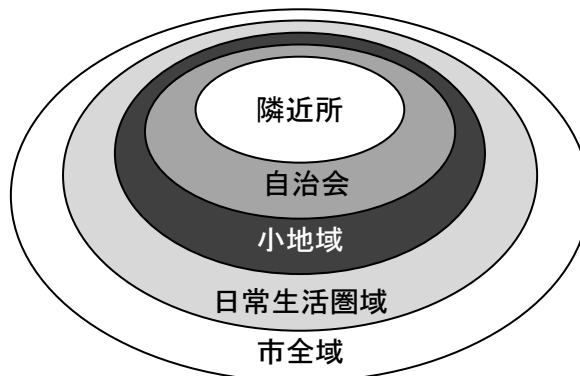
瀬戸内市社会福祉協議会は、住民やボランティア団体等の活動支援や福祉サービスによる支援など地域福祉に関する具体的な事業を行う重要な役割を担っています。行政においても各種福祉施策において社会福祉協議会と連携・協力の強化を図りながら効果的な地域福祉活動の推進に努めます。

7 地域福祉の圏域の考え方

市による取組や市民活動、関係団体等による地域活動などは、それぞれの地域の実情や市民の生活実態、関係団体の活動実態等に即した圏域の中で行われています。また、それぞれの圏域にはその規模に応じた機能・役割があります。

本計画では、隣近所、自治会、小地域、日常生活圏域単位などそれぞれの圏域で活動している人がその圏域の中で横断的な連携を図るとともに、それぞれの階層の縦断的な連携も図りながら地域福祉を進めていく必要があります。

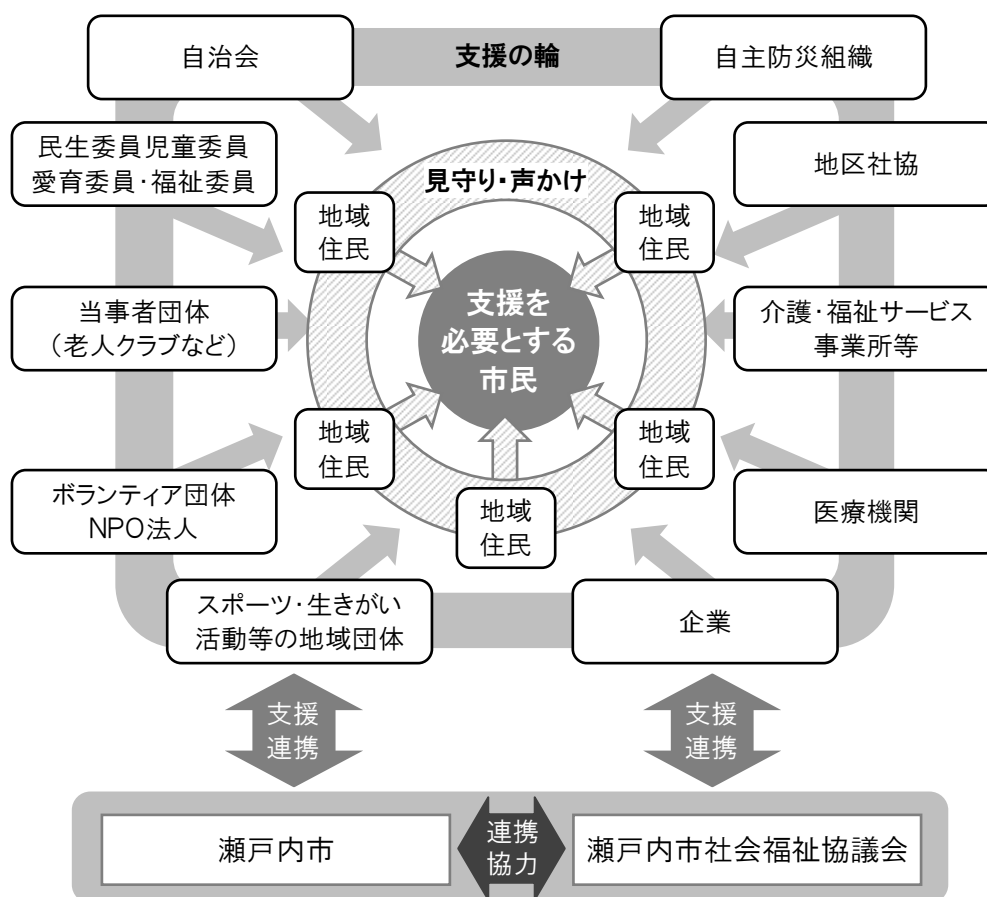
■地域福祉における圏域の区分（イメージ）



圏域の区分	役割・機能
隣近所 (互助)	普段の見守り、声かけ、買い物代行、通院の支援、外出の付き添い、子守り、話し相手、相談相手、ごみ出しなど
自治会 (互助・共助)	地域の見守り、健康づくり、各種行事による交流、地域サロン活動の開催などの居場所づくり、自主防災訓練、災害時要援護者避難支援の取組など
小地域 (共助)	登下校時の見守り、生涯学習、福祉学習など
日常生活圏域 (共助・公助)	小地域間の連携体制の充実、地域包括支援センターによる高齢者の総合相談・支援
市全域 (公助)	情報提供や相談体制の充実、人材育成、バリアフリー化やユニバーサルデザインの推進

※地域によって取り組みの主体や内容に差があります。

<地域福祉のネットワーク（イメージ）>



8 経済的な視点からの地域福祉

地域福祉の推進により、地域に住む住民同士の新たなつながり、新たな活動が生まれることにより、これまでに無い経済活動につながり、新たなビジネスを生み出すことが期待されています。

特に、これから高齢化が進み、全国的に超高齢社会を迎えることが現実となってきた中、高齢者が支援対象から活動主体となることで、地域の維持、発展が期待されています。趣味や生きがい活動、見守り活動、地域振興などに高齢者の活力を生かすことが必要とされていますが、無償の助け合いだけの関係だけではなく、食事の提供や趣味の教室などの有償サービスを、地域住民自身が行うことで、コミュニティビジネスを創出し、持続可能、且つ新たな経済活動をつくるのが可能です。

また、地域の特性、地域の特徴を最も知っている地域住民が、地域に必要な店舗やサービス、地域ならではの観光サービスを創出し、地域住民が積極的に活用、PRすることで、外部資本に頼らない雇用の創出が可能となります。行政、地域が協働してお互いの資源を活用することで、新たな地域ビジネスの敷居を低くしていく支援が、地域福祉によって可能となります。

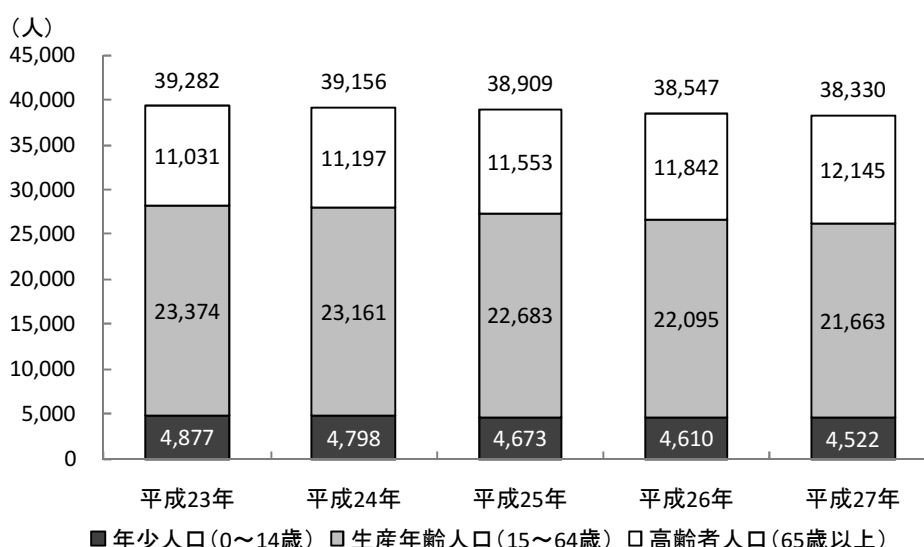
第2章 瀬戸内市の現状と課題

1 人口等の状況

(1) 総人口の推移

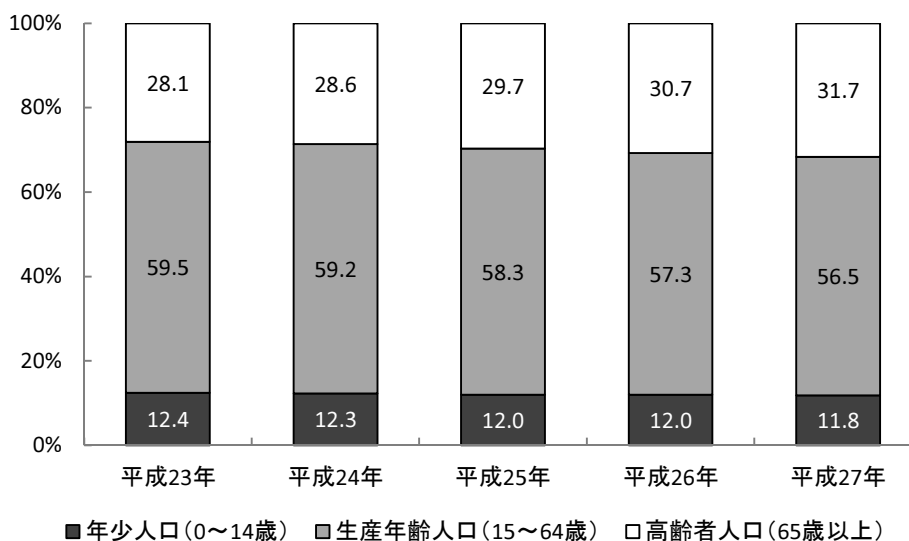
本市の総人口はゆるやかな減少傾向にあり、平成27年で38,330人となっています。年齢3区分別の人口の推移をみると、年少人口はゆるやかな減少傾向にあり、生産年齢人口が減少、高齢者人口は増加傾向で推移しています。

■ 総人口の推移



資料: 住民基本台帳(各年3月31日現在)

■ 年齢3区分別人口の推移

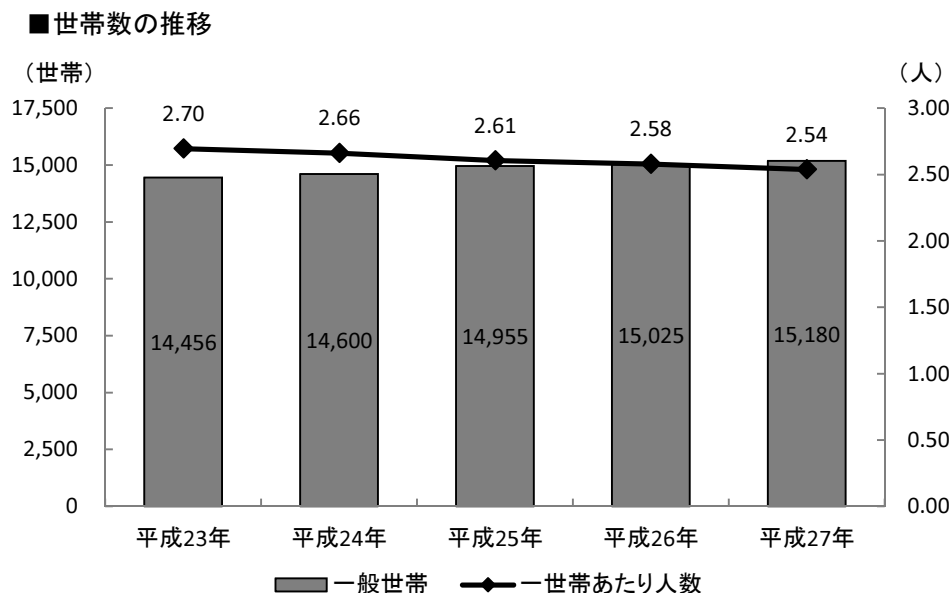


資料: 住民基本台帳(各年3月31日現在)

※四捨五入のため、合計が100.0にならない場合があります。

(2) 世帯数の推移

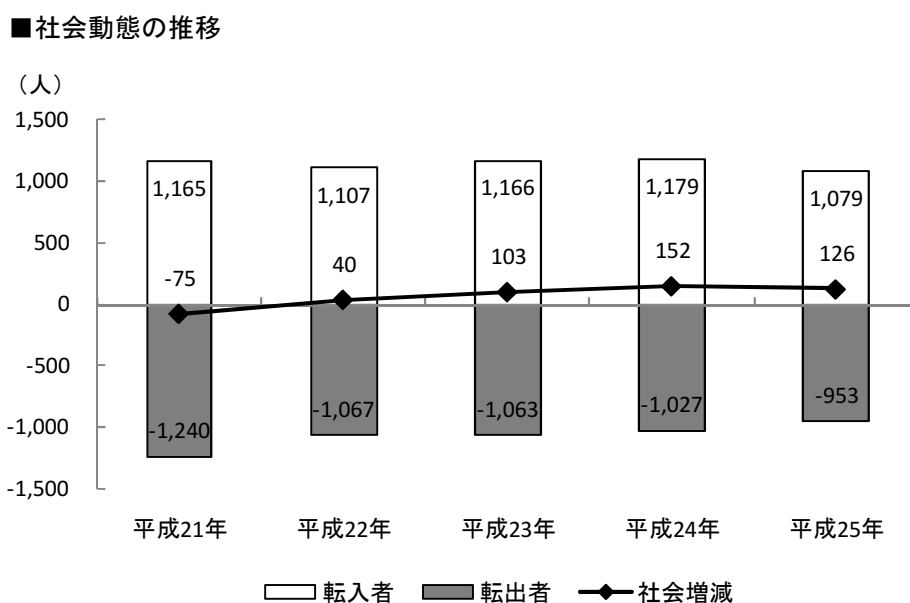
本市の世帯数はゆるやかな増加傾向にあり、平成27年で15,180世帯となっています。一方、平均世帯人員をみると、ゆるやかな減少傾向で推移しており、核家族化の進行がみられます。



資料: 住民基本台帳(各年3月31日現在 但し、平成26・27年は12月31日現在)

(3) 社会動態の状況

本市の移動の状況をみると、本市への転入・転出数ともに近年減少傾向にあり、転入と転出が拮抗するようになっていきます。



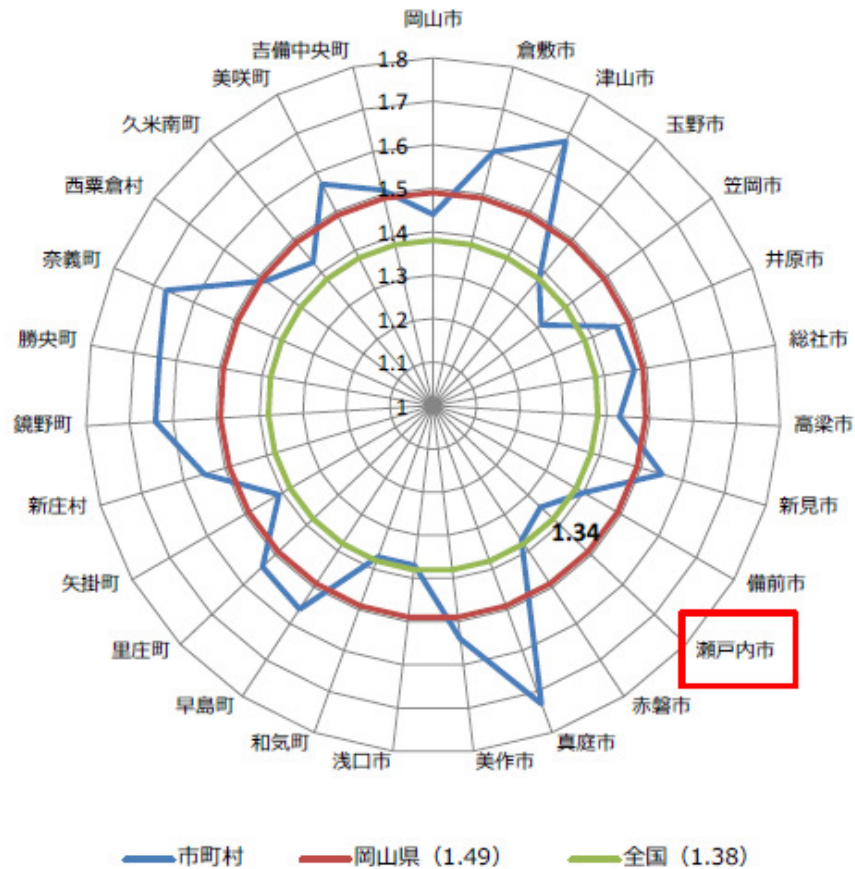
資料: 岡山県「統計年報(毎月流動人口調査)」

(4) 合計特殊出生率の状況

合計特殊出生率の状況を見ると、全国平均及び県平均を上回っており、平成20年から平成24年までの間における算出値（ベイズ推定※）では1.34人となっています。これは県内市町村においては、笠岡市に次ぐ県内2番目の低さとなっています。

※ベイズ推定：標本数が少ないことによる結果の変動を抑えるために、周辺地域の影響を反映した推定方法

■ 合計特殊出生率の県内比較（平成20年～平成24年における算出値）

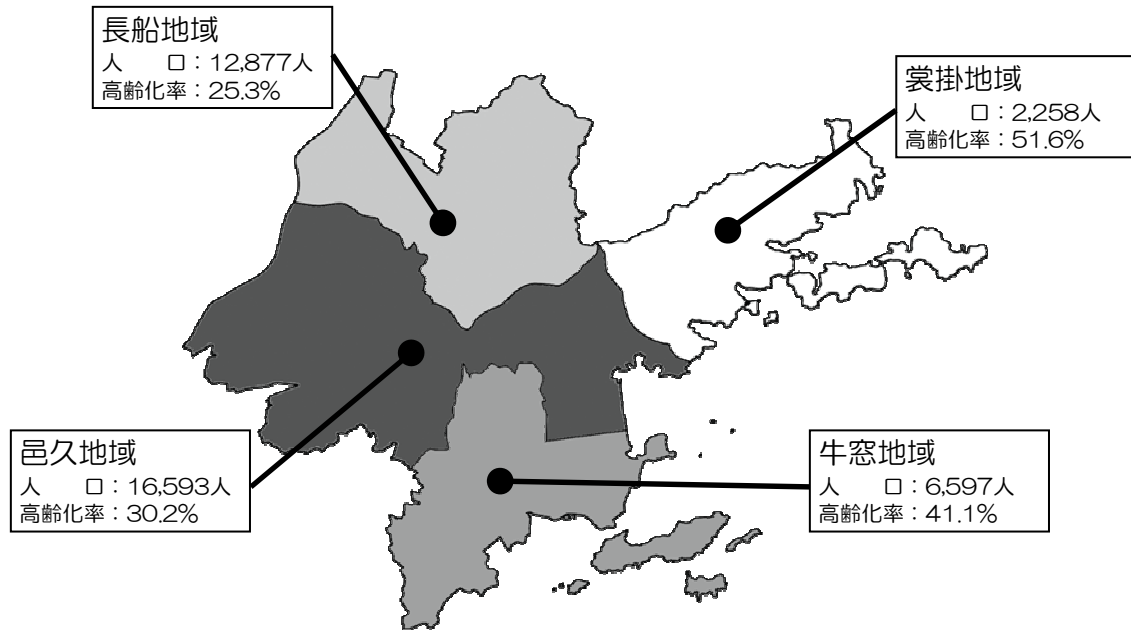


資料：厚生労働省「人口動態調査」

(5) 地域別の人口等の状況

平成27年の地域別高齢化率は、長船地域が25.3%、邑久地域が30.2%、牛窓地域が41.1%、裳掛地域が51.6%となっています。各地域とも高齢化の進行がみられます。

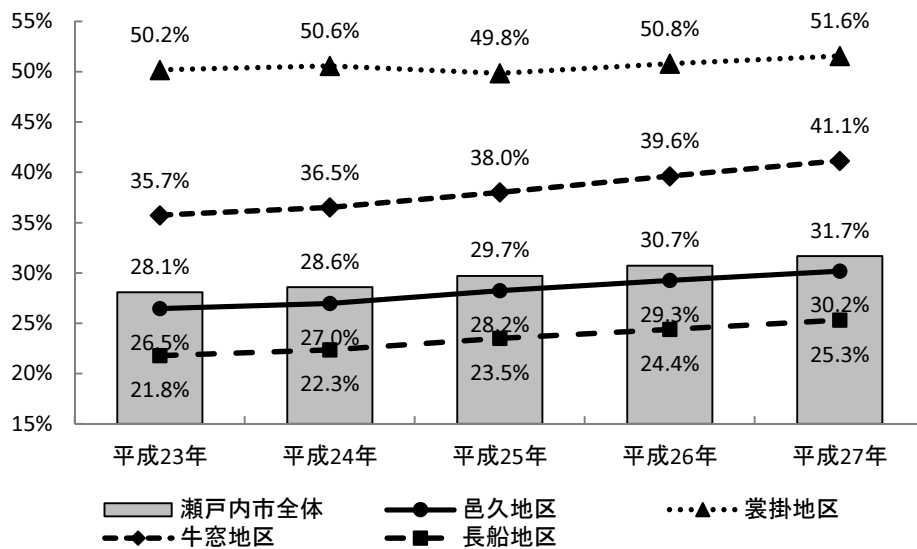
■地域別の人口及び高齢化率



資料：住民基本台帳（平成27年4月1日現在）

※本項目における4つの地域の分け方は、瀬戸内市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画の日常生活圏域に基づいた分け方となっています。

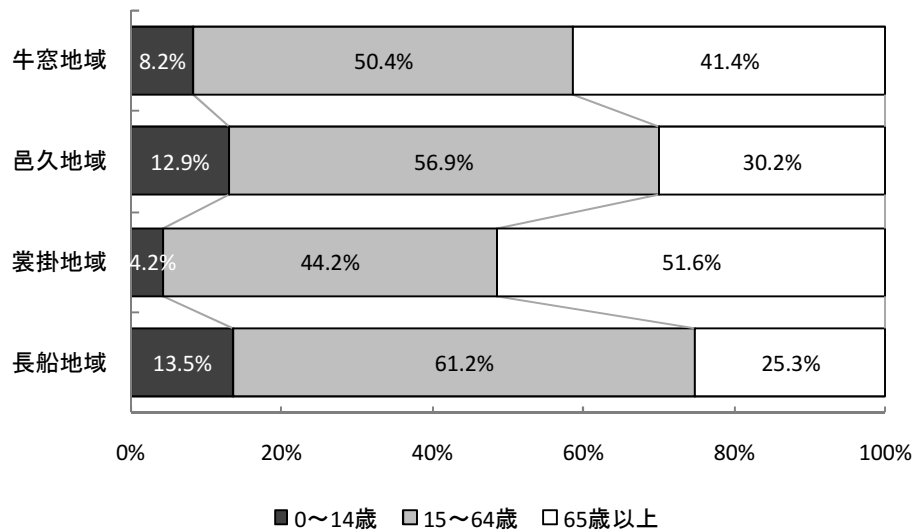
■市全体及び地域別の高齢化率の推移



資料：住民基本台帳（平成27年4月1日現在）

平成27年の各地域の年齢3区分人口構成比をみると、高齢化率の高い牛窓地域、裳掛地域は0～14歳人口割合も1割未満となっており、少子高齢化がみられます。

■地域別の年齢3区分人口構成比

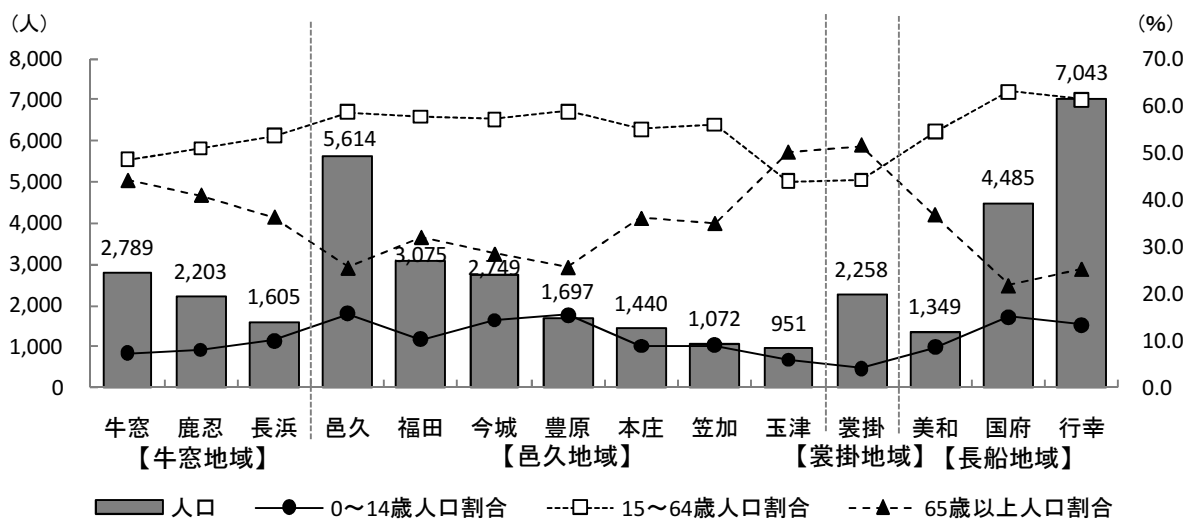


資料：住民基本台帳(平成27年4月1日現在)

(6) 小地域別の状況

平成27年の小地域別の人口をみると、行幸が7,043人、邑久が5,614人、国府が4,485人と人口が多くなっています。玉津が951人と小地域の中で人口が少なく、また、玉津、裳掛地区で高齢者が約半数を占めています。

■小地域別の年齢3区分人口

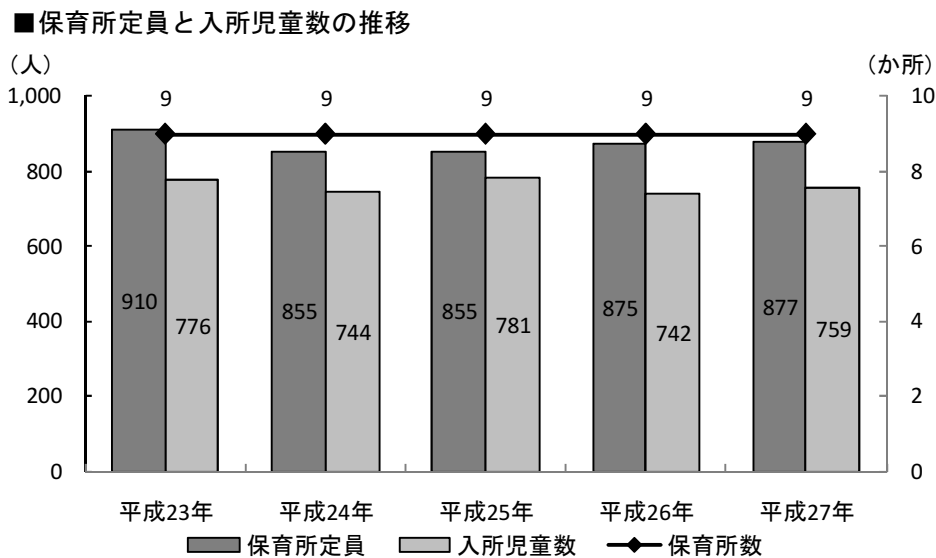


資料：住民基本台帳(各年4月1日現在)

2 子どもの状況

(1) 保育所入所児童数等の推移

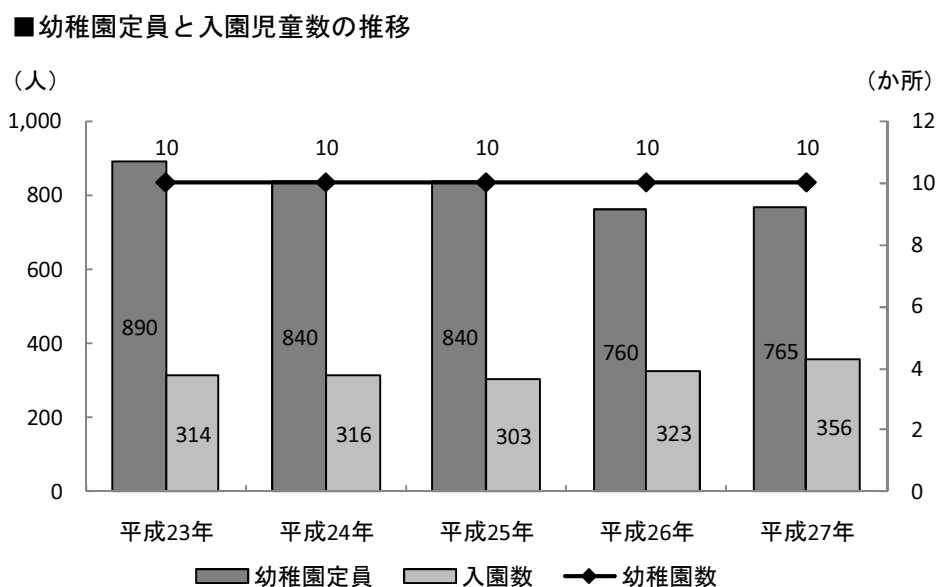
保育所数は平成27年度現在で9か所（うち1か所は休園中）、定員数は877人、利用者数は759人となっています。



資料: 子育て支援課(平成26年は子ども・子育て支援事業計画より(4月1日現在))

(2) 幼稚園入園児童数等の推移

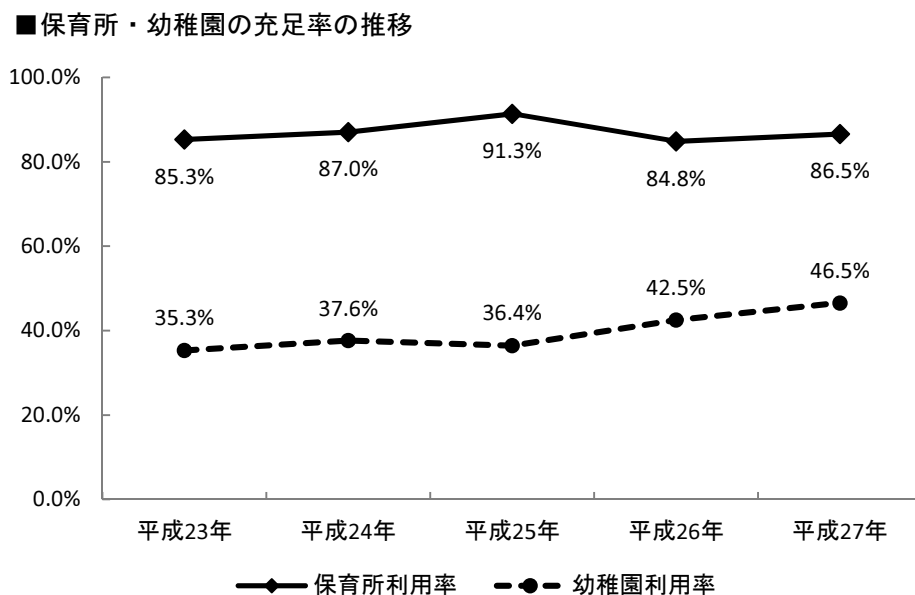
幼稚園数は平成27年現在で10か所（うち3か所は休園中）、定員数は765人と平成23年の890人から減少しています。利用者数は356人と平成23年の314人から増加しています。



資料: 教育委員会総務学務課総務係より

(3) 保育所・幼稚園の充足率の推移

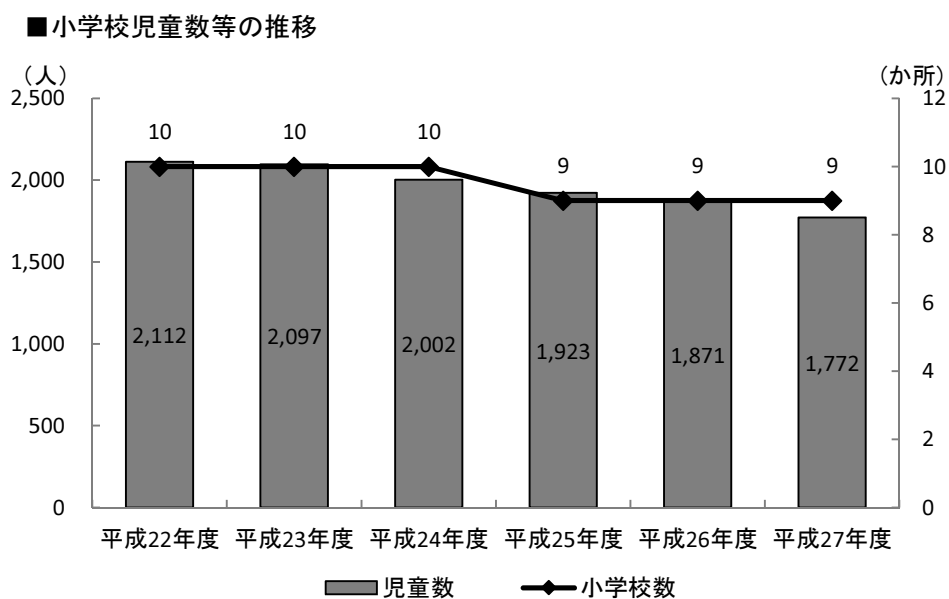
保育所・幼稚園の定員に対する利用率の推移をみると、保育所は8割から9割前半で推移しています。幼稚園は平成23年では35.3%でしたが、利用率は増加傾向にあり、平成27年では46.5%となっています。



資料：子育て支援課、教育委員会総務学務課総務係より

(4) 小学校児童数等の推移

小学校数は平成27年度現在9校となっています。児童数は平成22年以降では減少傾向で推移しており、平成27年度では1,772人となっています。



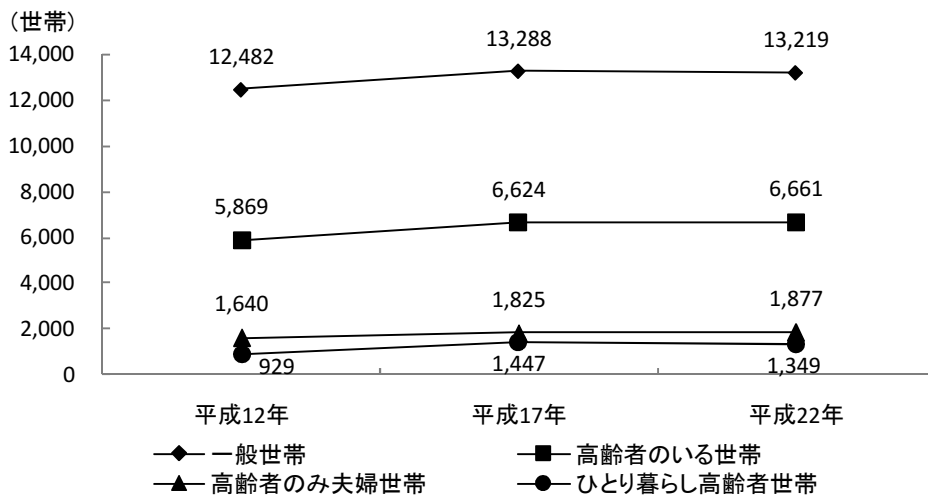
資料：教育委員会総務学務課総務係より

3 高齢者の状況

(1) 高齢者世帯の推移

高齢者のいる世帯は増加傾向で推移しており、平成22年では6,661世帯となっています。また、高齢者のみ夫婦世帯は1,877世帯、ひとり暮らし高齢者世帯は、1,349世帯となっており、平成12年と比べて増加しています。

■ 高齢者世帯数の推移

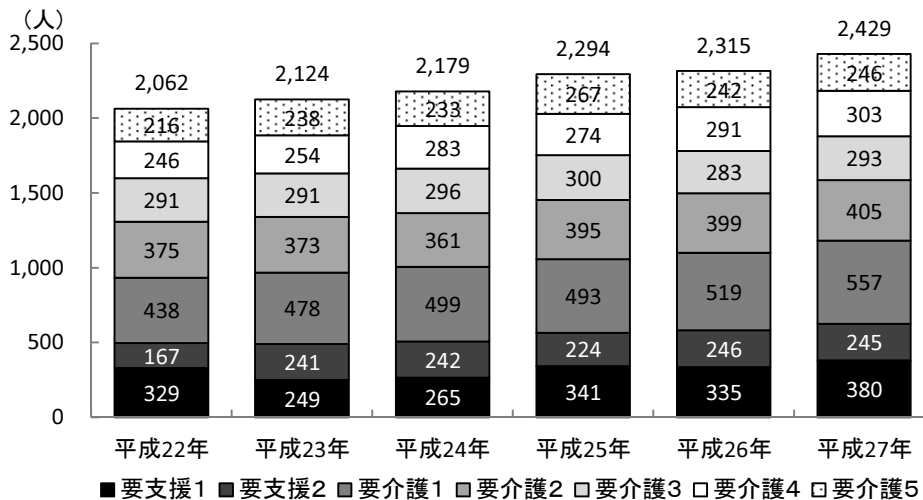


資料: 国勢調査(各年10月1日現在)

(2) 要介護認定者数の推移

要介護認定者数は増加傾向で推移しており、平成27年では2,429人となっています。介護度別で見ると、要介護1が特に増加しています。

■ 要介護認定者数の推移



資料: 厚生労働省介護保険事業状況報告(月報)(各年3月末)より

(3) 認知症のある人の状況

国では平成27年1月に策定された認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）において、我が国の認知症の人の数は平成24年で約462万人、65歳以上高齢者の約7人に1人と推計されています。また、正常と認知症との中間の状態の軽度認知障害と推計される人は約400万人とされており、これらを合わせると、65歳以上高齢者の約4人に1人が認知症の人またはその予備群と言われています。

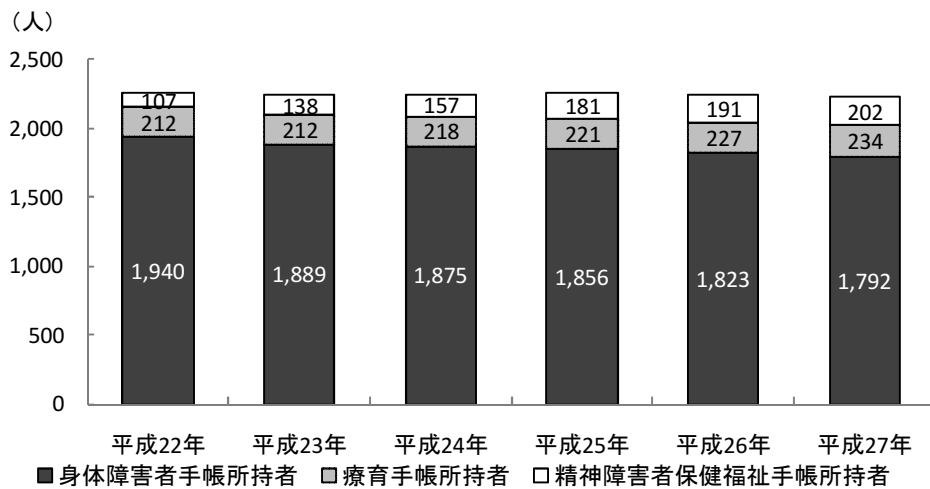
本市においては、平成27年12月1日時点における介護保険認定者の主治医の意見書では約1,600人程度とされていますが、介護保険の認定を受けていない方で認知症の方もおり、正確な数値は把握できていない状況です。今後も認知症の人の把握の仕方の検討や早期発見・早期対応について充実を図っていく必要があります。

4 障がいのある人の状況

(1) 障害者手帳所持者数の状況

身体障害者手帳所持者数は減少傾向で推移しており、平成27年度では1,792人となっています。療育手帳所持者数はゆるやかな増加傾向で推移しており、平成27年度では234人となっています。精神障害者保健福祉手帳所持者数も増加傾向で推移しており、平成27年度では202人となっています。

■各障害者手帳所持者数の推移

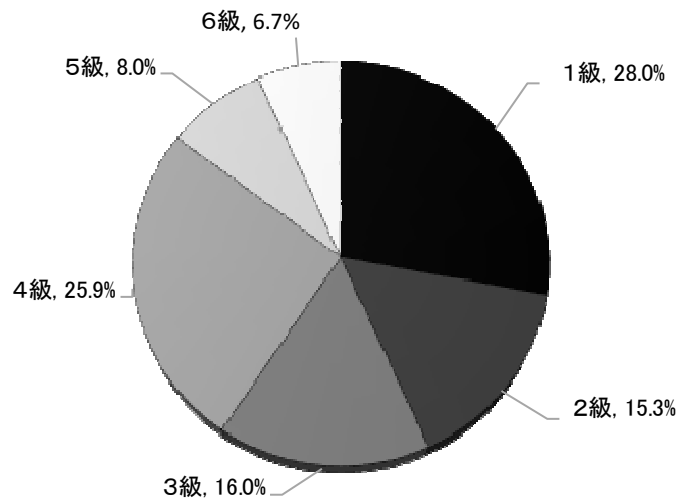


資料：瀬戸内市第4期障がい福祉計画(各年4月1日現在)より

(2) 身体障がいのある人の状況

等級別では1級が最も多く28.0%で、次いで4級が25.9%となっています。

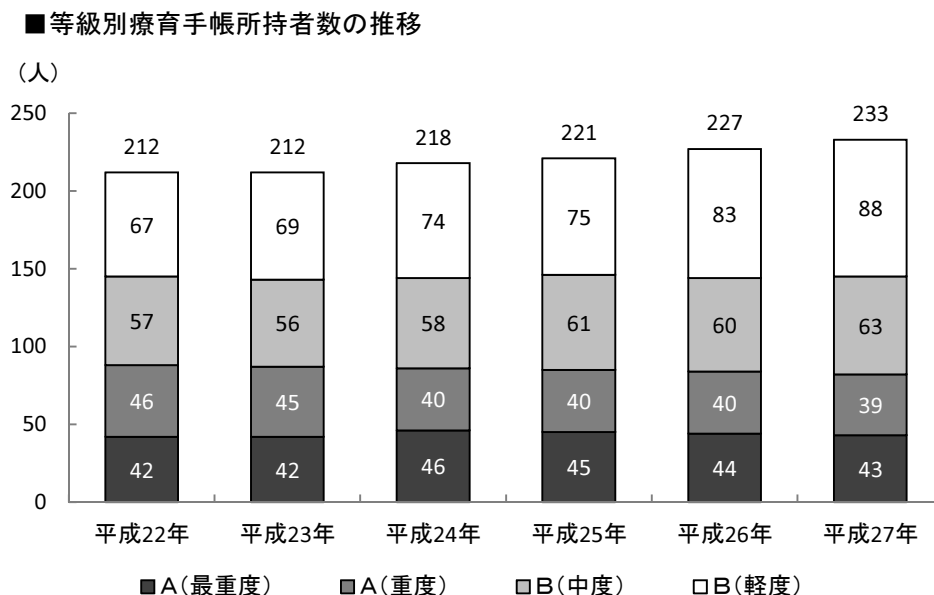
■等級別身体障害者手帳所持者数



資料：瀬戸内市第4期障がい福祉計画(平成27年4月1日現在)より

(3) 知的障がいのある人の状況

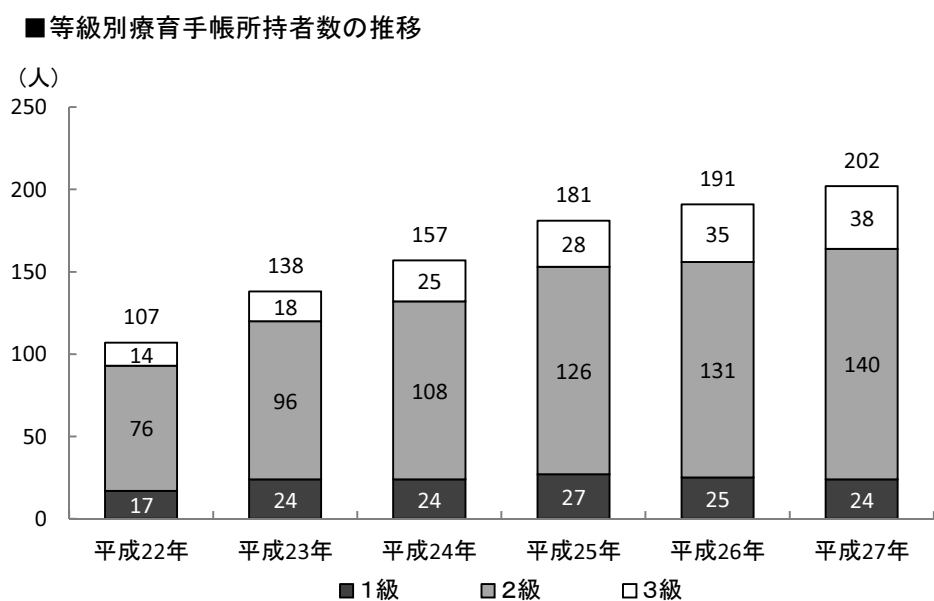
等級別ではB（軽度）が増加し、B（中度）もわずかながら増加傾向にあります。A（最重度）は概ね横ばい、A（重度）は微減で推移しています。



資料：瀬戸内市第4期障がい福祉計画(各年4月1日現在)より

(4) 精神障がいのある人の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数は平成27年度で202人と、平成22年の107人から倍近くの増加となっています。等級別では2級、3級が増加傾向で推移しています。



資料：瀬戸内市第4期障がい福祉計画(各年4月1日現在)より

5 ボランティア団体・NPO団体等の状況

瀬戸内市ボランティア連絡協議会に登録している団体数は、平成27年では52団体、NPO法人数は1法人となっています。

また、本市には14の地区社会福祉協議会があり、9か所のコミュニティ協議会があります。

6 生活困窮者の状況

本市において平成27年に生活困窮にかかる相談件数は55件となっています。そのうち、対応している相談は27ケースとなっています。

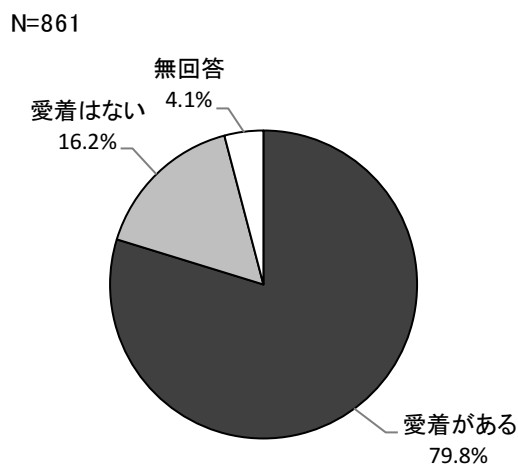
7 市民意識の状況

地域福祉に係る関係諸計画で実施されたアンケートからみる市民の福祉意識の状況は、次のとおりです。

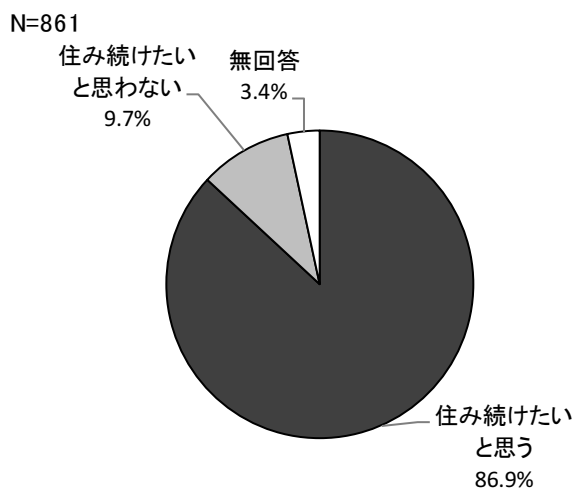
(1) 瀬戸内市に対する愛着やまちづくりへの意識

瀬戸内市に愛着を持っている人は約8割となっており、また、9割近い人が今後も瀬戸内市に住み続けたいと感じています。

■瀬戸内市への愛着



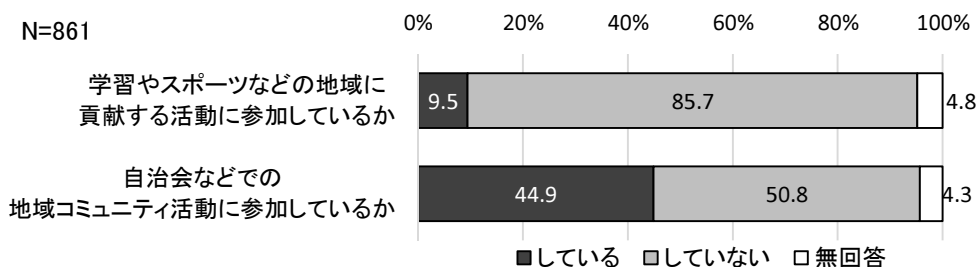
■今後も瀬戸内市に住み続けたいか



資料：平成26年度 瀬戸内市市民まちづくり意識調査より

地域に貢献する活動へ参加している人は約1割、自治会などの地域コミュニティ活動へ参加をしている人は約4割と、参加していない人の方が多い状況となっています。

■地域活動等への参加状況

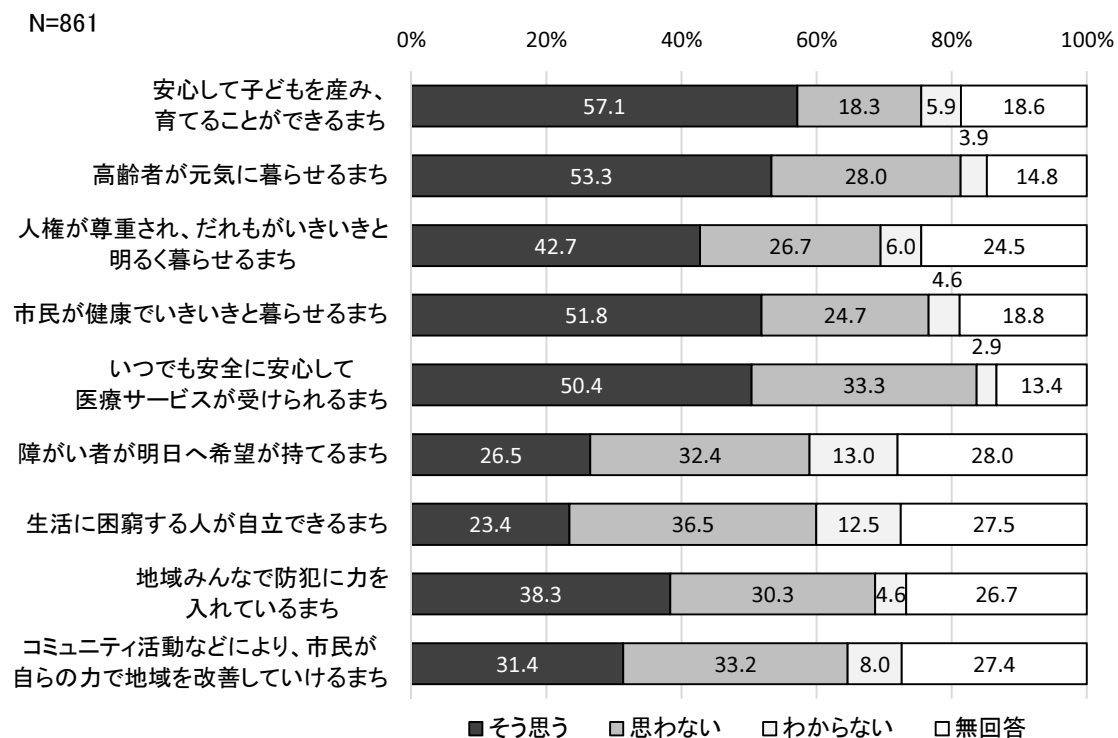


資料：平成26年度 瀬戸内市市民まちづくり意識調査より

瀬戸内市のめざすまちづくりについて、「安心して子どもを産み、育てることができるまち」、「高齢者が元気に暮らせるまち」、「市民が健康でいきいきと暮らせるまち」、「いつでも安全に安心して医療サービスが受けられるまち」が充実していると思う人が過半数となっています。

一方、「いつでも安全に安心して医療サービスが受けられるまち」、「障がい者が明日へ希望が持てるまち」、「生活に困窮する人が自立できるまち」「地域みんなで防犯に力を入れているまち」、「コミュニティ活動などにより、市民が自らの力で地域を改善していけるまち」に関して充実できていないと思う人が3割台となっています。

■瀬戸内市のめざすまちづくりに対する実感度（抜粋）

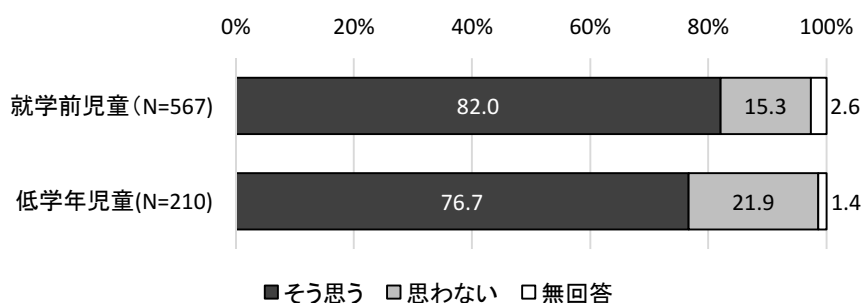


資料：平成26年度 瀬戸内市市民まちづくり意識調査より

(2) 子育て支援に関する意識

瀬戸内市での子育て支援施策について、就学前児童、低学年児童の保護者ともに「そう思う」人が約8割となっています。

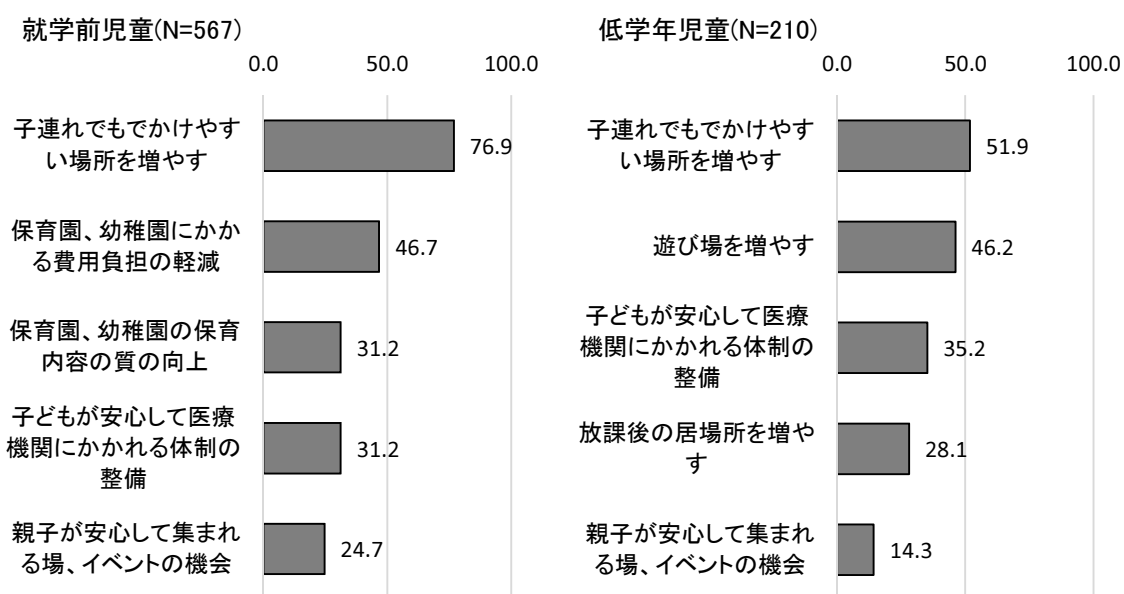
■瀬戸内市は安心して子どもを産み育てることができるまちと思うか



就学前児童の保護者が充実してほしいと思う子育て支援施策は、「子連れでもでかけやすい場所を増やす」が76.9%で最も高く、次いで「保育園、幼稚園にかかる費用負担の軽減」が46.7%、「保育園、幼稚園の保育内容の質の向上」「子どもが安心して医療機関にかかれる体制の整備」が31.2%で続いています。

低学年児童では、「子連れでもでかけやすい場所を増やす」が51.9%で最も高く、次いで「遊び場を増やす」が46.2%、「子どもが安心して医療機関にかかれる体制の整備」が35.2%、「放課後の居場所を増やす」が28.1%、「親子が安心して集まれる場、イベントの機会」が14.3%で続いています。

■瀬戸内市に対してどのような子育て支援の充実を図ってほしいか（複数回答 上位5項目）

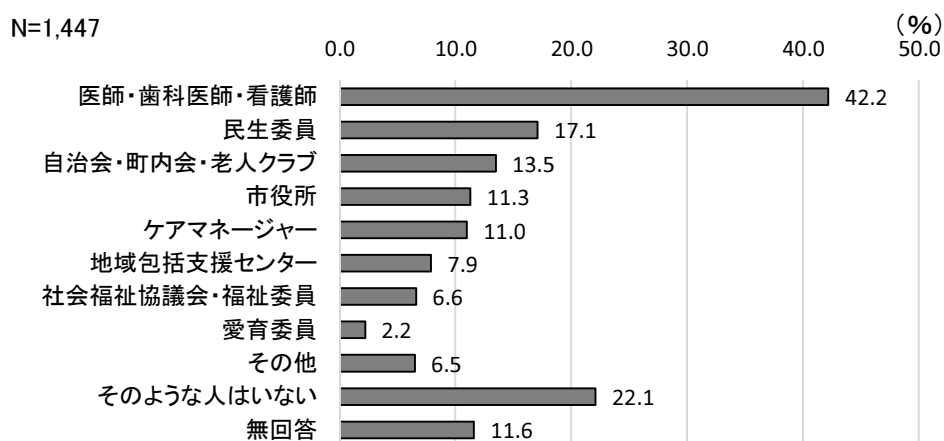


資料: 平成25年度 瀬戸内市子ども・子育て支援に関するニーズ調査より

(3) 高齢者福祉に関する意識

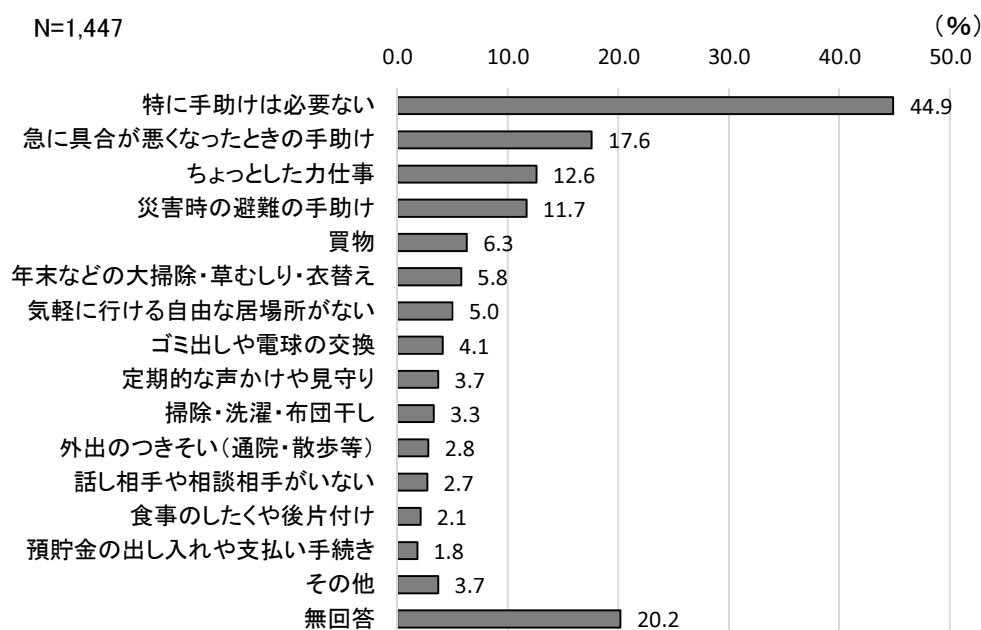
相談相手は、「医師・歯科医師・看護師」が42.2%で最も高く、次いで「そのような人はいない」が22.1%、「民生委員」が17.1%が続いています。

■家族や友人・知人以外で、何かあったときに相談する相手（複数回答）



地域で手助けしてほしいと思うことは、「特に手助けは必要ない」が44.9%で最も高く、次いで「急に具合が悪くなったときの手助け」が17.6%、「ちょっとした力仕事」が12.6%が続いています。

■地域で手助けをしてほしいと思う「ちょっとした困りごと」（複数回答）

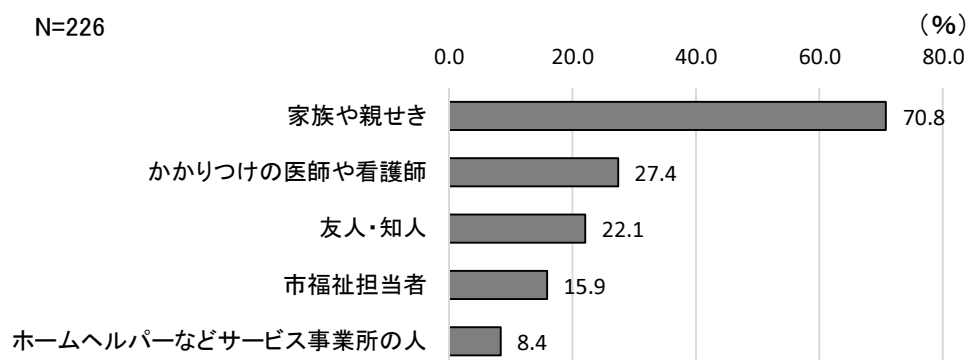


資料:平成25年度 瀬戸内市高齢者福祉に関するアンケート調査より

(4) 障がい者福祉に関する意識

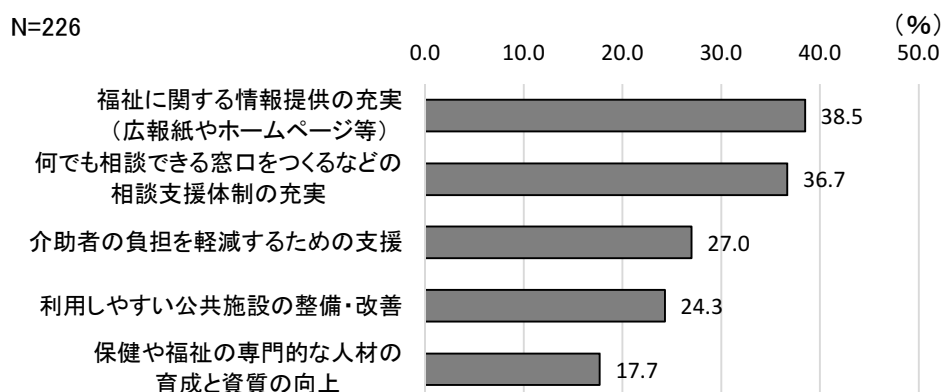
困ったときの相談相手は、「家族や親せき」が70.8%で大半を占めており、次いで「かかりつけの医師や看護師」が27.4%、「友人・知人」が22.1%が続いています。

■悩みや困ったことの相談相手（複数回答）



今後力を入れてほしい障がい者施策は、「福祉に関する情報提供の充実（広報紙やホームページ等）」が38.5%で最も高く、次いで「何でも相談できる窓口をつくるなどの相談支援体制の充実」が36.7%、「介助者の負担を軽減するための支援」が27.0%が続いています。

■障がい者施策として力を入れてほしいこと（複数回答 上位5項目）



資料：平成26年度 瀬戸内市第4期障がい福祉計画策定のためのアンケート調査より

8 地域福祉の現状に関する総括

本市及び小地域別の人口等について

- 本市の総人口は平成27年で38,330人と、ゆるやかな減少傾向で推移しています。また、年少人口・生産年齢人口の減少と高齢者人口の増加による少子高齢化が進行しています。
- 人口の減少傾向に対し、本市の世帯数は平成27年で15,180世帯と、ゆるやかな増加傾向にあり、核家族化の進行がみられます。
- 合計特殊出生率は1.34となっており、県内2番目の低さとなっています。
- 地域別の人口をみると、人口規模の大きい長船地域、畷久地域では高齢化率が2割後半から3割程度となっている一方、牛窓地域、裳掛地域では4割から5割程度となっており、高齢化が進行しています。
- 各地域とも少子高齢化の傾向がみられます。

児童福祉について

- 平成27年度現在の保育所数は9か所（うち休園1か所）、幼稚園数は10か所（うち休園3か所）となっています。小学校数は9校となっています。
- 保育所・幼稚園の定員に対する利用率は、保育所は8割から9割前半で推移しており、幼稚園は平成27年で5割弱と、増加傾向で推移しています。小学校児童数は減少傾向で推移しています。
- アンケート調査からは、就学前児童・低学年児童の保護者ともに約8割の方が瀬戸内市の子育て支援施策に満足しています。
- 充実してほしいと思う子育て支援施策は、「子連れでもでかけやすい場所を増やす」「遊び場を増やす」、「保育園、幼稚園にかかる費用負担の軽減・保育内容の質の向上」「親子が安心して集まれる場、イベントの機会」「放課後の居場所を増やす」「子どもが安心して医療機関にかかれる体制の整備」の希望が高くなっています。

高齢者福祉について

- 高齢者のいる世帯は増加傾向で推移しており、平成22年では6,661世帯となっています。そのうち約5割が、高齢者のみ夫婦世帯、ひとり暮らし高齢者世帯となっています。
- 要介護認定者数は増加傾向で推移しており、要介護1が特に増加しています。
- アンケート調査からは、高齢者の主な相談相手は、「医師・歯科医師・看護師」「そのような人はいない」「民生委員」が高くなっています。
- 地域で手助けしてほしいと思うことは、「特に手助けは必要ない」「急に具合が悪くなったときの手助け」「ちょっとした力仕事」となっています。

障がい者福祉について

- 身体障害者手帳所持者数は減少傾向で推移しています。療育手帳所持者・精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向で推移しています。
- アンケート調査から、障がい者の困ったときの相談相手は、「家族や親せき」「かかりつけの医師や看護師」「友人・知人」が高くなっています。
- 今後力を入れてほしい障がい者施策は、「福祉に関する情報提供の充実（広報紙やホームページ等）」「何でも相談できる窓口をつくるなどの相談支援体制の充実」「介助者の負担を軽減するための支援」の希望が高くなっています。

地域福祉のまちづくり等について

- 瀬戸内市に愛着を持っている人は約8割となっており、また、9割近い人が今後も瀬戸内市に住み続けたいと感じています。
- 瀬戸内市のまちづくりについて、過半数の人が「安心して子育てできる」「高齢者が元気に暮らせる」「健康でいきいきと暮らせる」「安全安心な医療サービス」に関して充実していると感じている一方、3割の人が「安全安心な医療サービス」「障がい者が希望をもてる」「防犯に力を入れている」「地域を改善していける」に関して充実できていないと感じています。
- 地域活動への参加は約1割、地域コミュニティ活動への参加は約4割と、参加していない人の方が多い状況となっています。

9 地域福祉に関する課題のとりまとめ

(1) 地域福祉を支える担い手不足の解消

近年生活スタイルの多様化や核家族化の進行などに伴い、地域の希薄化が進んでいます。また、地域福祉計画策定委員会においては、地域福祉を支える担い手不足や地域活動の参加者の固定化、高齢化が進んでいることがあげられました。

市民まちづくり意識調査では、地域活動への参加状況について、学習やスポーツなどの地域に貢献する活動に参加している人は約1割、自治会などの地域コミュニティ活動へ参加している人は約4割となっています。

このようなことから、地域に住む一人ひとりが地域課題は自らが解決するという意識のもと、地域福祉活動に参加されていない人や無関心層に向けて地域福祉の重要性を周知していく必要があります。また、地域活動参加者の世代交代や新たな担い手の育成など多様な市民の参画と地域福祉を支える担い手の確保を進めていく必要があります。

(2) 気軽に集える場の充実

本市は合計特殊出生率が県内で2番目に低い状況となっています。また、子育て支援に関する意識では、充実してほしい子育て支援施策において、就学前児童、低学年児童の保護者ともに子連れでもでかけやすい場所や親子が安心して集まれる場、イベントなどの機会の充実が上位意見としてあげられています。地域での交流は、お互いを知ることができ、交流を通じてつながりが広がることで、地域での助け合いや支え合いの仕組みができてきます。さらに、子どもが安心して遊ぶことができる場や子育て世代の女性が話し合える場といった子育てしやすい環境を整えることで、結婚・出産の希望をかなえることができるまちとなり、合計特殊出生率の上昇にもつながる可能性があります。そのため、同世代、他世代、子育て世代同士が交流できる場や子どもが安心して遊べる場など交流の場づくりを進めていく必要があります。

(3) 相談体制の充実

高齢者に関する意識調査では、相談相手がいない人が約2割となっています。

障がい者福祉に関する意識調査では、今後力を入れてほしい障がい者施策では、「福祉に関する情報提供の充実」や「何でも相談できる窓口をつくるなどの相談支援体制の充実」などが上位意見としてあげられています。

このことから、市で行っている各種相談体制のさらなる充実を図るとともに、地域で見守りや声かけなどを通じて、出来る範囲で情報提供や相談できる体制なども進めていくことが大切です。

(4) 災害時における支援の充実

近年、全国的に地震やゲリラ豪雨といった自然災害が多く発生しており、障がいのある人や高齢者など災害時に支援を必要とする要配慮者への対応が求められています。障がい者福祉に関する意識調査においても、地域で手助けしてほしいと思うことについて、災害時の避難の手助けがあげられています。身近な地域での助け合い・支え合いの仕組みを基本としながら、災害時における避難支援体制づくりを進めていく必要があります。

第3章 計画のめざす方向

1 計画の基本理念

少子高齢化や核家族化、地域関係の希薄化などが進む中、市民一人ひとりの生活課題も多様化・複雑化してきており、これらの課題に対応するためには、地域に住むすべての人が自分の住んでいる地域に関心を持ち、主体的に地域活動や様々な交流に参加して、お互いに助け合い、支え合える関係を築いていくことが必要です。

本市では、第2次瀬戸内市総合計画の中で、市民一人ひとりが、自然に恵まれ、安全・安心に暮らせるまちの中で、夢と希望を持って健康に暮らし、このまちに生まれてよかった、住んでよかったと思える、幸福が実感できるまちをめざして、「人と自然が織りなす しあわせ実感都市 瀬戸内」を将来像として掲げています。

これらを踏まえ、本計画においては、市民一人ひとりが地域の中でともに助け合い・支え合いながら幸せな暮らしを送り続けられるよう、「人がともに支え合い 誰もが心豊かに暮らせるまち 瀬戸内」を基本理念に掲げ、市民の助け合いの意識の醸成や地域福祉活動の活性化に向けた仕組みづくりを進め、誰もが心豊かに暮らせるまちをめざします。

人がともに支え合い 誰もが心豊かに暮らせるまち 瀬戸内

2 計画の基本目標

基本目標1 地域のつながりからはじまる人づくり

子どもから高齢者、障がいのある人などをはじめ、地域には生活を送るうえで支援や助けを必要とする人がいますが、その人たちの生活課題は日常のちょっとした困りごとから、専門的な支援を要するものなど多様化・複雑化しています。

これらの支援を必要とする人々が地域の中で孤立し悩みを抱え込まないようにするためには、身近に住む隣人や地域の人々の見守りや声かけ、手助けが大きな効果を持ちます。

市民一人ひとりが地域の中で互いに助け合い、支え合う意識を高められるよう、学校教育や生涯学習における地域福祉に関する学習や人権学習、地域内での交流機会の充実を図り、市民の福祉意識の醸成を図ります。

また、ボランティア活動や地域活動団体の育成など、地域福祉を担う人材の育成と活用を進め、自分の意欲や関心を活かし、地域福祉へと結びつける仕組みづくりを進めます。

基本目標2 安全・安心な暮らしを支え合える地域づくり

地域福祉を推進するためには、市民一人ひとりが地域の担い手となって助け合い・支え合いに参加することはもちろんですが、地域の課題によっては地域間が協力した取組や、専門的な機関や団体の支援に結びつけて課題解決を図っていくことが必要となります。また、防犯や防災においては、日頃から緊急時に支援を要する人への見守りや声かけのネットワークの構築が重要です。

こうした多岐の分野にわたる地域課題に対し効果的な支援を行うことができるよう、地域活動団体やボランティア、保健・医療・福祉などの関係機関などが、それぞれの分野の枠を飛び越えて連携できる地域福祉の共通基盤づくりに取り組み、支援を必要とする人にサービスが届く地域をめざします。

基本目標3 福祉サービスの利用に向けた仕組みづくり

地域での市民の安心した暮らしを支えるうえで、福祉サービスや制度など、支援を要する人の生活を支援する公的なサービスが十分に確保されていることと、円滑にサービス利用について相談したり、情報を得たりすることができる環境づくりを進めることが大切です。

そのため、総合的な相談機能・情報提供体制の強化や、地域の福祉ニーズの把握と保健・医療・福祉の連携に基づく効果的なサービスの提供を図ります。また、公共施設等についても、誰もが利用しやすい生活環境づくりを進めます。

3 施策の体系

基本目標		基本方針		方向性			
1	地域のつながりからはじまる人づくり	(1)	助け合いの意識の醸成	①	福祉・人権教育の推進		
				②	広報・啓発活動の充実		
		(2)	地域住民の交流の場づくり	①	地域での声かけの促進		
				②	地域組織の住民との交流活動への支援		
				③	支援の必要な住民との交流機会づくり		
				④	世代間で交流するきっかけづくり		
		(3)	地域福祉の担い手となる人材の育成	①	地域の人材の発掘・確保、育成		
				②	福祉を担うリーダーの確保・育成		
				③	地域活動を行う人の知識・技術向上への支援		
2	安全・安心な暮らしを支え合える地域づくり	(1)	地域活動・ボランティア活動の充実	①	地域活動の場づくりの支援		
				②	地域活動を側面的に支援する助成制度の実施		
		(2)	地域福祉ネットワークの推進	①	地域の見守りネットワークづくりの推進		
				②	地域の福祉ニーズの把握		
				③	地域活動を促進する情報の収集及び提供		
		(3)	生涯の健康を目的とした地域福祉の推進	①	生涯スポーツや趣味活動の推進		
				②	健康づくり事業の推進		
		(4)	地域の防災・防犯体制の整備促進	①	防災意識の向上		
				②	災害時の支援体制の構築		
				③	防犯活動の推進		
		(5)	持続可能な地域の仕組みづくり	①	地域経済の活性化に向けた体制づくり		
				②	地域における就労促進		
		3	福祉サービスの利用に向けた仕組みづくり	(1)	情報提供と相談体制の充実	①	福祉サービスのわかりやすい情報提供
						②	身近な地域の相談体制の充実
						③	相談窓口間の連携による情報共有
(2)	福祉サービスの充実			①	福祉サービスの質の向上・適正配置		
				②	福祉サービスの情報公開の推進		
(3)	支援を要する方の把握と支援			①	虐待等の早期発見体制の強化		
				②	権利擁護制度等の利用促進		
				③	生活困窮者の自立支援		
(4)	住みやすい生活環境の整備			①	ユニバーサルデザイン化、バリアフリー化の整備促進		

第4章 地域福祉施策の展開

基本目標1 地域のつながりからはじまる人づくり

(1) 助け合いの意識の醸成

現状と課題

- ・地域福祉を進めていくうえでは、市民一人ひとりが隣近所や身近に住んでいる地域の人たちに関心を持ち福祉課題の発見に努め、誰もがお互いを助け合い、支え合う意識を持つことが大切になります。
- ・アンケート結果では本市に愛着を持っている人は多く、また、今後も本市に住み続けたいと思われている人も多い状況です。一方で、地域の希薄化が進んでいることや地域福祉活動に関わる人が少ない状況もみられます。
- ・地域には「福祉」や「地域福祉」の意味や必要性などについて知らない方も無関心な方もいることから、地域福祉の必要性や取組について周知・啓発し、市民が身近な地域に関心を持ち、お互い様の関係を築き、積極的に地域福祉活動に関われるよう福祉意識の醸成を図っていく必要があります。

方向性

① 福祉・人権教育の推進

- ・地域福祉に関する情報や必要性などを伝え、福祉意識の醸成を図ります。
- ・地域に住むすべての人がお互い様の気持ちを理解し、人権を尊重しあえる意識づくりを進めます。

② 広報・啓発活動の充実

- ・広報誌やホームページ、回覧板等各種媒体において、地域の行事や事業、市民のボランティア活動等、地域福祉に関する内容を掲載し、市民に地域福祉の推進と実践への理解を得られるよう周知します。

みんなの役割

<p>住民 の役割 (自助)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 自分が住んでいる地域に愛着を持ちます。 ◆ 瀬戸内市の福祉について興味や関心を持ちます。 ◆ 家族で福祉について話し合う場を設けます。 ◆ 地域の行事や総会などに積極的に参加します。 ◆ 福祉活動や講座、研修などに積極的に参加します。
<p>地域・団体 の役割 (互助・共助)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 福祉の情報などを地域で共有します。 ◆ 福祉活動や講座、研修などの参加を呼びかけます。 ◆ 地域福祉講座の開設を行います。
<p>社協 の役割 (共助)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域で福祉や人権に関する実践活動や勉強会を開催します。 ◆ 広報紙等を通じて、福祉・人権に関する講座や研修などの情報を発信します。 ◆ 地域の人が参加しやすく、興味を持ってもらえるようテーマや日程等を考えます。
<p>行政 の役割 (公助)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 広報紙や福祉・人権に関するイベント、講座・研修などを通じて福祉・人権に関する意識啓発を図るとともに、福祉講座や研修等の支援を行います。 ◆ 市ホームページにおいて、地域福祉に関する内容や必要性をわかりやすく掲載するなど、情報内容の充実を図ります。

(2) 地域住民の交流の場づくり

現状と課題

- ・地域の中で助け合い・支え合いの関係づくりを進めていくためには、住民同士が互いに気軽に声をかけ合うことや近所付き合いを深め、交流していくことが重要です。
- ・住民同士の助け合い・支え合い関係が広がり、地域全体で課題を発見し解決に向けて取り組んでいける地域をめざし、住民同士が気軽に顔をあわせたり、集えたりする交流の場づくりを進めていく必要があります。
- ・アンケート調査では、充実してほしい子育て支援施策において、子連れでもでかけやすい場所や親子が安心して集まれる場、イベントなどが上位意見としてあげられています。子育て世代においては、子育て中の悩みや不安を抱え込んでしまうことも考えられることから、同じ悩みや不安を共有でき、一緒に解決できるような子育て世代同士が交流できる場をつくっていくことも重要です。
- ・地域には子育て世代や高齢者、障がいのある人など支援が必要な人や地域で孤立している人、引きこもっている人など地域に出て来られない人もいます。このような人たちのことを理解し、必要に応じて支援していくためにも、お互いを理解する場を設けていくことも重要です。

方向性

① 地域での声かけの促進

- ・学校等の登下校中におけるあいさつ運動を実施し、地域住民やPTA、行政等が一体となって子どもたちの安全確保や防犯を進めるとともに、地域であいさつや声かけを行いながら、地域住民の連携を図ります。

② 地域組織の住民との交流活動への支援

- ・地域の行事やサロン事業などを通じて、地域に住む子どもから高齢者までが、身近なところで気軽に集まることができる場づくりを進めます。

③ 支援の必要な住民との交流機会づくり

- ・ひとり暮らし高齢者のつどいや子育てサロン事業等により、支援の必要な人同士の相互交流の機会を提供し、仲間づくりや情報共有、相談などができる環境づくりを進めます。

④ 世代間で交流するきっかけづくり

- ・各種イベントや生涯学習などを通じて、福祉に関する理解を深めながら、住民相互の理解と交流の場づくりを進めます。また、高齢者や児童・生徒など世代間交流を積極的に推進し、相互理解の促進を図ります。

みんなの役割

<h3>住民</h3> <p>の役割 (自助)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 隣近所や地域においてあいさつや声かけをします。 ◆ 近所・地域で行っている交流の場に出かけます。 ◆ 困ったことや不安ごとは交流の場で気軽に相談しあいます。 ◆ 自治会やサロン活動等に参加し、子どもや高齢者、同じ趣味や環境を持った人などと交流します。
<h3>地域・団体</h3> <p>の役割 (互助・共助)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 学校等の登下校中や地域内において、あいさつをするよう呼びかけます。 ◆ 幅広い世代の人が集まれる場づくりを進めます。 ◆ 同じ課題を持った人や支援が必要な人が交流し、話し合える場を設けます。 ◆ 地域活動や団体活動を通じて、様々な人が交流できる機会を増やします。 ◆ 地域行事や活動等を開催し、地域住民へ参加を呼びかけます。
<h3>社協</h3> <p>の役割 (共助)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域住民が相互に心の交流を図り、いつまでも安心していきいきとした生活を送ることを目的として、ふれあいサロンを実施します。 ◆ 地域の行事など地域活動の開催を支援します。 ◆ ひとり暮らし高齢者のつどいの開催を支援し、市内にお住まいのひとり暮らし高齢者の方々に相互交流の機会を提供します。 ◆ 子育てサロン事業により、地域住民が多様な活動を通して子育てを楽しみ、仲間をつくり、互いに支え合う地域づくりを推進します。 ◆ 地域行事やサロン活動などの内容を発信し、地域住民に参加を呼びかけます。
<h3>行政</h3> <p>の役割 (公助)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 学校等において、登下校中にあいさつ運動を実施します。 ◆ 地域活動や交流できる場の情報発信を行います。 ◆ 地域におけるイベント等の開催を支援するとともに、支援が必要な人や当事者同士が参加できる場づくりを支援します。 ◆ 地域住民が集い、地域のことを話し合える場や機会を提供します。 ◆ 各種イベントや生涯学習などを通じて、多様な交流機会を創出します。

(3) 地域福祉の担い手となる人材の育成

現状と課題

- ・地域福祉の推進のためには、地域福祉の担い手として主体的に活動する住民やリーダーなどの人材の養成を進め、協働で地域福祉を推進していくことが重要となります。
- ・本市では、地域福祉の担い手として、自治会や民生委員児童委員、愛育委員、社会福祉協議会、ボランティア団体、NPO法人等の団体が活動しています。地域の各種団体からは、活動の担い手不足や活動参加者の固定化、高齢化が進んでいるといった課題があげられています。
- ・地域福祉の担い手の確保を進めていくため、市民の福祉意識の高揚を図り、地域活動へ参加するよう働きかけていくことが必要です。
- ・団塊の世代などこれから定年退職を迎える人たちは、今後の地域活動の担い手としての役割が期待されます。これまでに地域活動に参加していなかった人や関心がなかった人に対し、地域活動への参加を働きかけ、地域福祉活動の担い手となるよう人材育成を進めていくことが大切です。

方向性

① 地域の人材の発掘・確保、育成

- ・様々な世代が気軽に参加できる講座や研修会などを通じて、地域福祉の担い手となる人材の確保と育成を進めます。また、若い世代や団塊の世代に対して、地域行事や自治会活動、ボランティアへの参加を通じて、知識や経験を持った人の発掘を進めるとともに、地域活動やボランティア活動等の担い手の確保に努めます。

② 福祉を担うリーダーの確保・育成

- ・地域のリーダー育成のための講座や研修、ボランティア研修の充実を図り、地域福祉活動の中心的な役割を担うリーダーの確保・育成に努めます。

③ 地域活動を行う人の知識・技術向上への支援

- ・地域活動を行う人に対し、活動の質を高め、効果的な地域活動が実施できるよう福祉に関する制度やサービス等の情報提供、研修機会の充実を図り、地域活動を行う人の知識・技術向上に向けた支援を進めます。

みんなの役割

<h3>住民</h3> <p>の役割 (自助)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域の活動やボランティア活動について、理解を深めます。 ◆ 自治会活動の役割や内容を理解し、自治会活動への参加や協力を努めます。 ◆ 講座や研修等で得た知識を活動にも生かせるようにします。 ◆ 地域のリーダー育成の講座や研修等に参加します。
<h3>地域・団体</h3> <p>の役割 (互助・共助)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域において知識や経験のある人などを発掘し、地域活動の充実に向けて活用します。 ◆ 団塊の世代など定年退職した人に対して、地域活動への参加を促します。 ◆ 若い世代や団塊の世代との関わりを持ち、後継者となる人材の確保・育成を進めます。 ◆ 地域活動やボランティア活動等に参加している人に対して、地域のリーダー育成の講座や研修等への参加を働きかけます。
<h3>社協</h3> <p>の役割 (共助)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域活動やボランティア活動団体の担い手の発掘・確保、育成を支援します。 ◆ 地域のリーダー育成のための講座や研修、ボランティア研修の充実を図り、地域福祉を担うリーダーの育成を支援します。 ◆ 地域福祉活動の担い手の発掘・育成を進めます。 ◆ 地区社協の充実・強化を図るとともに、活動支援を行います。 ◆ 地域活動やボランティア活動に興味のある人に対し、活動に関する情報の提供を行い、活動を体験できる機会の提供に努めます。 ◆ 生活支援を行っていくボランティアの養成を行います。
<h3>行政</h3> <p>の役割 (公助)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 社会福祉協議会と連携を図りながら、地域のリーダー育成のための講座や研修などを実施するとともに、地域活動やボランティア活動団体の担い手の発掘・確保、育成を支援します。 ◆ 職員に対し、ボランティア活動への積極的な参加を促します。 ◆ 地域活動を活性化させる支援策の検討・実施やリーダー人材の養成を支援します。

基本目標 2 安全・安心な暮らしを支え合える地域づくり

(1) 地域活動・ボランティア活動の充実

現状と課題

- ・本市には高齢者や障がいのある人などの生活を支える、様々なボランティア活動があるほか、健康づくり、生涯学習や環境保全活動など、広い分野にわたって活動が行われています。しかしながら、自治会や老人クラブ等の地域の活動団体やボランティア団体等への未加入者の増加や構成員の高齢化が課題となっています。
- ・アンケート結果では、市民が地域活動へ参加している割合は約1割、地域コミュニティ活動へ参加している割合は約4割と、参加していない人の方が多い状況となっています。こうした現状は地域活動に無関心であることや内容を知らないこと、きっかけがないことなどが参加につながっていない原因と考えられます。
- ・今後もこれらの活動が活発に続いていくためには、活動への参加を希望する人が地域活動やボランティア活動を身近に感じ、円滑に参加できる体制をつくるとともに、仲間と協力しながら地域福祉を推進していける仕組みづくりが大切です。
- ・地域団体やボランティア団体の活動について広く周知していくとともに、団体活動の支援を行うなど、協働で地域福祉を展開していくことが必要です。

方向性

①地域活動の場づくりの支援

- ・各種サロン事業や福祉活動、ボランティア活動など地域団体やボランティア団体等への支援や団体間の相互連携の強化に努め、地域活動がしやすい環境づくりを進めます。
- ・活動への参加を希望する人が活動を身近に感じ、気軽に集え、参加しやすい場となるよう、工夫に努めます。

②地域活動を側面的に支援する助成制度の実施

- ・地域の活動団体が地域の実情に応じて円滑に地域活動を行うとともに、継続して実施できるよう各種助成制度により支援します。

みんなの役割

<h3>住民</h3> <p>の役割 (自助)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域活動やボランティア活動に関心を持ち、積極的に参加します。 ◆ 趣味や特技、経験を生かすなど、身近なところからボランティアに取り組みます。 ◆ 親子で地域行事に参加するなど、子どものころから地域活動に参加し、地域福祉の意識づくりを進めます。
<h3>地域・団体</h3> <p>の役割 (互助・共助)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 気軽に参加できる行事やイベント等の機会を増やします。 ◆ 地域の中で集える場として活用できる場を把握し、利用に関して行政に要望します。 ◆ 住民に地域行事やボランティア活動への参加を呼びかけます。 ◆ 他の自治会やボランティア団体との交流の機会を持ちます。
<h3>社協</h3> <p>の役割 (共助)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 身近な小地域において、福祉委員が福祉の問題やニーズを発見し、解決のために近隣住民に働きかけたり、民生委員児童委員などと協力し、福祉活動を行えるよう支援を行います。 ◆ ボランティアしたい人へのボランティア情報の提供及びボランティアを求める側からの相談対応を行います。また、夏休み期間中に市内の福祉施設、ボランティア・市民活動団体、サロングループ等の協力を得て、ボランティア体験の機会を提供します。 ◆ ふれあいサロン事業への支援を通じて、活動しやすい環境を整えます。 ◆ 地域の子どもから高齢者まで様々な人が身近に集まれるつどいの場をつくり、地域住民が相互に交流できる場づくりを支援します。 ◆ 民生委員児童委員やボランティア団体等の活動内容の周知や団体同士の相互連携の強化に努めます。
<h3>行政</h3> <p>の役割 (公助)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域活動の拠点となる集会施設を再編します。 ◆ 地域福祉活動参加のきっかけとなるよう、活動できる場の確保や情報を提供します。 ◆ 地域住民やボランティア団体等が交流できる機会を増やします。 ◆ 民生委員児童委員の活動内容の周知を図ります。 ◆ 自治会、コミュニティ団体及び市民活動団体が、市民意識や地域の実情に即して、自ら企画立案し、実施する公益性の高い活動を公募し、市民と行政との協働によるまちづくりを進めるため、瀬戸内市市民活動応援補助金や瀬戸内市協働提案事業補助金を交付します。 ◆ 地域児童遊園地の遊具を新設又は増・改築等整備を行う自治会や団体等に対し、瀬戸内市地域児童遊園地遊具整備事業補助金を交付します。

(2) 地域福祉ネットワークの推進

現状と課題

- ・地域住民同士が地域組織の活性化を推進し、日頃からあいさつや交流活動を行うことで、住民相互の結びつきを強くし、地域でのコミュニティやつながりをつくっていくことが大切です。しかしながら、全国的に人口減少や核家族化が進行しているなか、本市も同様の傾向がみられ、地域関係の希薄化により孤立し、不安や悩みを一人で抱え込んでいる人がいる恐れがあります。
- ・市民一人ひとりが地域の一員として、身近な人々との関わりを深めるとともに、地域での孤立防止に向けて、住民同士で知恵を出し合い、協力し合いながら解決したり、支援につないでいく取組が求められています。
- ・地域住民が抱える生活課題を解決していくためには、地域住民、ボランティア、民生委員児童委員、愛育委員等が地域の支え合い活動を通じてニーズを把握し、必要に応じて関係機関と連携しながら支援を行える仕組みを構築することが必要です。

方向性

①地域の見守りネットワークづくりの推進

- ・自治会や民生委員児童委員、福祉委員、自主防災組織等の関係団体が連携し、支援を必要とする人の把握や適切なサービスへとつなげられるよう、見守るためのネットワークづくりを推進します。

②地域の福祉ニーズの把握

- ・住民の生活課題は多様化、複雑化しており、それら課題に対応するためにも、民生委員児童委員や福祉委員、地域包括支援センター等関係団体・機関等を通じて、生活課題や福祉ニーズの把握に努めます。

③地域活動を促進する情報の収集及び提供

- ・地域活動を行っている団体や組織について情報の収集を行い、団体や組織の活動内容や状況等を把握するとともに、住民への情報提供や団体間での意見交換、情報共有に努めます。

みんなの役割

<p>住民 の役割 (自助)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域で行われている見守り活動に参加します。 ◆ 家族の中で、高齢者の一人暮らしや高齢者夫婦世帯など離れて暮らしている場合、自分の家族のことを気かけ、見守ります。 ◆ 身近で困っている人の悩みを聞き、専門機関の紹介や、困っている人について地域や行政に情報提供します。 ◆ 地域活動の内容を把握するとともに、活動がよりよくなるよう、アイデアを出します。 ◆ 福祉に関する制度やサービスについて理解を深めます。
<p>地域・団体 の役割 (互助・共助)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域のネットワークを活用した、見守りの組織づくりを進めます。 ◆ 地域で活動している団体や組織と情報共有を図り、協力し合います。また、地域での困りごとなどを把握し、事業者や行政へ情報提供します。 ◆ 民生委員児童委員による定期的な訪問を通じて、見守りや生活課題等の把握に努めます。 ◆ 福祉に関する制度やサービスについて地域や団体内で共有します。
<p>社協 の役割 (共助)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 社会福祉協議会は、様々な機関と連携しており、引き続き、あらゆる関係機関とのネットワークづくりを進めます。 ◆ 社会福祉協議会の地区社協、自治会、自主防災組織等が連携したネットワークを構築し、見守り活動を通じて誰にも気づかれずに亡くなることを未然に防ぎます。 ◆ 身近な小地域において、福祉委員が福祉の問題やニーズを発見し、民生委員児童委員などと協力し、福祉活動を行います。 ◆ 地域包括支援センター等職員が高齢者宅を訪問し、在宅生活の向上に向けて福祉ニーズの把握に努めます。 ◆ 瀬戸内市ボランティア連絡協議会の活動を通じて、市内のボランティア同士の情報交換・交流・学習を促進します。 ◆ 福祉委員研修会や民生委員児童委員等との連絡交換会、ふれあいサロン交流会の開催を通じて、情報共有を図ります。さらに、知識や技術向上に向けて福祉に関する制度やサービス等の情報提供、研修機会の充実を図ります。
<p>行政 の役割 (公助)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域内・地域間の情報発信・交流のネットワークを構築し、地域の主体的な取組を支援します。 ◆ 地域課題の実態把握を行い、必要な支援施策を検討します。 ◆ ボランティア活動や地域活動を行う団体間での意見交換や共同での活動実施などを促せるよう団体間交流の場づくりに努めます。 ◆ ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯などを対象に、緊急通報システムの本体やペンダントを貸し出しています。家庭での事故や突然の病気の際にボタンを押すと緊急通報センターに通報が入り、協力員と連携して対応します。

(3) 生涯の健康を目的とした地域福祉の推進

現状と課題

- ・ 市民一人ひとりが心身の健康を維持・増進し、活発に社会参加や地域活動へ参加できることは、地域福祉を推進していくうえで欠かせないものです。
- ・ アンケート結果では、瀬戸内市のまちづくりについて、過半数の人が「高齢者が元気に暮らせる」「健康でいきいきと暮らせる」と感じており、比較的満足度の高い取組が進められています。しかしながら、高齢化の進行に伴い、本市の要介護認定者数は微増の傾向にあり、今後の健康状態や介護が必要になったときなど、将来に不安を感じている人も少なくありません。
- ・ 健康づくりは子どもから高齢者まですべての市民のライフステージごとに進めていくことが大切であり、それぞれの方々が参加しやすい健康教室やスポーツ・運動活動などを推進し、市民の健康づくりを進めていくことが必要です。

方向性

①生涯スポーツや趣味活動の推進

- ・ 生涯を通じて、生きがいを持ち、心身の健康を維持するために、生涯スポーツや趣味活動を推進します。さらに、地域で行われているスポーツ活動や趣味活動の情報を広く市民に発信するとともに、自然に運動仲間、趣味仲間が集まる機会づくりを進めます。

②健康づくり事業の推進

- ・ 誰もが健康でいつまでも安心して暮らせるよう、気軽に受診しやすい健康診査や健康相談の環境づくりを進めます。また、健康活動への支援や、健康相談や運動教室など健康に関する各種事業の充実を図り、市民の健康の維持・増進を進めます。

みんなの役割

住民 <small>の役割 (自助)</small>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域の中でスポーツをしたり、趣味を持ちます。 ◆ 地域で行われている健康づくり・生きがい活動に家族や知り合い、友人と誘い合って参加します。 ◆ 正しい生活習慣・バランスのよい食生活を身につけます。 ◆ 自分の健康状態を定期的にチェックします。
地域・団体 <small>の役割 (互助・共助)</small>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 運動仲間や趣味仲間が集まれる場をつくります。 ◆ 地域の人々の健康状態に関心を持ちます。 ◆ 健康診断や健康づくり・生きがい活動に地域で声をかけ合って参加します。 ◆ 楽しくやりがいのある、誰でもできる健康づくり・生きがい活動に取り組みます。 ◆ 健康づくり・生きがい活動を通じて、地域のつながりを深めます。
社協 <small>の役割 (共助)</small>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 生涯スポーツや趣味活動などの側面支援に努めます。 ◆ 健康づくりに関するボランティアの養成や支援を行い、地域に健康づくり活動が広がるよう支援します。 ◆ 健康や食育をテーマとした福祉講座や講演会の開催について、情報を提供します。 ◆ 介護予防を目的とした活動を積極的に進めます。
行政 <small>の役割 (公助)</small>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 愛育委員や栄養委員等関係団体と連携しながら、健康づくり・生きがい活動の周知・参加促進を図ります。 ◆ 体操やウォーキング等、身近にできる軽運動の周知・啓発を推進します。 ◆ 市の運動施設を有効に利用することができる環境を整えます。 ◆ 健康相談や食育教室、運動指導などを実施します。 ◆ 特定健康診査等の定期的な健康診査を実施します。 ◆ 相談等内容に応じて医療機関や相談窓口、自助グループの紹介を進めます。 ◆ 健康相談等の機会から運動や生活習慣の大切さを伝え、健康教室・運動教室等の参加を働きかけます。 ◆ 「健康づくりや生活習慣の大切さ」を学校・保育園・幼稚園・地域等市内全域に広めます。 ◆ 健康づくりのボランティアを養成し、地域で活躍できる仕組みをつくります。

(4) 地域の防災・防犯体制の整備促進

現状と課題

- ・近年、全国的に地震やゲリラ豪雨といった自然災害が多く発生しているなか、本市においても災害時における緊急時の支援について、体制の強化を図っていくことが求められています。特に、高齢者や障がいのある人など災害時に支援を必要とする要配慮者について、地域と連携し実態把握と情報共有を図るとともに、円滑な避難支援体制を構築していくことが重要です。
- ・災害時においては身近な地域での助け合い・支え合いが大きな役割を持っています。平時から地域における防災訓練や自主防災組織活動などの活動促進を図り、地域の防災知識の普及・啓発と避難支援体制や連絡体制の強化を図っていくことが必要です。
- ・安全・安心な暮らしを営むうえで防犯体制が確保されていることや、安全な交通環境が確保されていることも重要です。
- ・防犯意識や交通安全意識の高揚と活動への参加促進を図るため、地域団体等と連携し、犯罪被害に関する情報提供や各種訓練、交通安全啓発活動等の充実を図り、活動への参加促進に取り組んでいくことが必要です。

方向性

①防災意識の向上

- ・災害時において、迅速な対応が取れるよう地域における防災体制を強化するとともに、自主防災組織の活動や防災訓練の参加を促進し、災害などの緊急時に備えた対応の充実に努めます。
- ・広報誌やホームページ、回覧板等を活用し、防災に関する情報提供を行い、市民一人ひとりの防災意識の向上を図ります。

②災害時の支援体制の構築

- ・住民が日頃から防災意識を持つとともに、避難行動の備えを通じて、災害時に住民同士が助け合い、支え合える体制づくりに取り組みます。
- ・災害時において、高齢者や障がいのある人、子育て家庭など支援が必要な人の情報を地域で共有し、地域全体で安否確認や避難支援などを行える体制づくりを進めます。
- ・自主防災組織の活動への支援や災害ボランティアの育成を進め、避難支援が円滑に行える体制を整えます。

③防犯活動の推進

- ・地域巡回や登下校中の防犯パトロールを実施するとともに、防犯に関する情報提供を行い、防犯に関する意識の向上を図るなど地域における防犯力の向上を図ります。
- ・地域の不審者情報や消費者被害の情報について迅速な情報発信を行い、被害の未然防止をめざします。

みんなの役割

<h3>住民</h3> <p>の役割 (自助)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 家族や隣近所の中で緊急時に支援を要する人がいる場合、日頃から気かけます。 ◆ 防災訓練や自主防災組織活動へ参加します。 ◆ 広報誌やホームページ、回覧板等を確認し、防災に関する情報を把握します。また、災害発生時にはすぐに避難できるように避難場所や避難経路を確認します。 ◆ 家族の中に災害時に支援が必要な人がいる場合は、避難行動要支援者の名簿への登録をします。 ◆ 防犯に関する情報を確認し、理解を深めます。 ◆ 身の回りで犯罪や消費者被害に遭うおそれのある人について気かけます。
<h3>地域・団体</h3> <p>の役割 (互助・共助)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 災害時の要配慮者や避難体制について日頃から情報共有を図ります。 ◆ 防災訓練や自主防災組織活動を定期的に行います。 ◆ 災害時には自主防災組織や災害ボランティア等と連携を図り、避難支援を行います。 ◆ 地域の巡回や登下校中の防犯パトロールを行います。 ◆ 地域の不審者情報について行政や警察等へ提供します。
<h3>社協</h3> <p>の役割 (共助)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 災害ボランティアの育成を図ります。 ◆ 行政と連携し災害時要配慮者の実態把握を行います。 ◆ 災害ボランティアセンターの運営・支援について、取り組みます。 ◆ 地域の見守りネットワークにより、犯罪の未然防止に取り組みます。 ◆ 「あんしんカプセル」を配布するなど、地域での見守り・支え合いの体制づくりを進めます。
<h3>行政</h3> <p>の役割 (公助)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 広報誌やホームページを通じて、避難場所や災害時の対処方法等の防災に関する情報を提供し、防災意識の向上を図ります。 ◆ 自主防災組織の活動支援や防災訓練等の周知・参加促進を図り、地域ごとの防災体制の強化支援を行います。 ◆ 避難場所等を示した防災計画に基づき、防災や災害対策体制の確立を図ります。 ◆ 要配慮者の実態等を把握し、関係団体・機関との情報共有を図ります。 ◆ 高齢者や障がいのある人、子育て家庭などに配慮した災害時の情報提供を行うとともに、これらの方々に配慮した避難所の設定に努めます。 ◆ 地域による防犯パトロールの実施を働きかけるとともに、これらの活動について広報誌等を通じて周知・参加促進を図るなどの活動支援を行います。 ◆ 学校教育や社会教育などの場で防犯教室や通学路指導などを実施し、防犯に関する意識や知識の向上を図ります。 ◆ 地域の不審者情報や消費者被害に関する情報提供を行います。

(5) 持続可能な地域の仕組みづくり

現状と課題

- ・全国的に少子高齢化が進む中、本市においても地域の人口構成の変化が顕著になってきています。特に、団塊の世代が勤め先を退職することにより、昼間においても地域の主役が高齢者となることが推測されます。
- ・これまで地域との関わりが少なく、日中を就労先で過ごしていた多くの方が、地域生活に主軸を移し、地域の消費者の中心となります。
- ・日頃の見守りや行動の手伝いなどを必要とする人が、今後ますます増加すると推測されます。
- ・今後とも地域における市民生活を持続するためには、現状を従来のボランティアやサービス事業所による支援だけに頼るのではなく、有償サービスなどのビジネスチャンスとして捉えることが必要です。
- ・平成27年には内閣府に「一億総活躍推進室」が設置され、「希望を生み出す強い経済」「夢をつむぐ子育て支援」「安心につながる社会保障」の実現を目的とする「一億総活躍社会」に向けた取組が本格化しています。
- ・地域においては、高齢者が持てる知識と経験を生かして就労することにより、地域貢献を果たすことが求められています。

方向性

①地域経済の活性化に向けた体制づくり

- ・身近な地域での消費を拡大するため、買い物などの支援を推進します。
- ・コミュニティビジネスの活性化により、地域内での経済循環をつくります。
- ・地域の見守りや介護予防、健康づくり、子育て支援などにおいて、地域コミュニティの活力を積極的に利用するため、新たな団体、組織、法人の立ち上げを積極的に支援します。

②地域における就労促進

- ・高齢者や子育て世帯の女性などが地域で就労し、積極的に社会生活へ参加することができるよう、就労に向けた支援に努めます。

みんなの役割

<p>住民 の役割 (自助)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 生きがいをつくります。 ◆ 健康を保ちます。 ◆ 積極的に就労します。 ◆ 地域に貢献できるしごとをするように心がけます。 ◆ 身近な地域で買い物をするように心がけます。
<p>地域・団体 の役割 (互助・共助)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 生きがいづくり、健康づくりを地域ぐるみで行います。 ◆ シルバー人材センターを積極的に活用します。 ◆ 身近な地域での買い物を支援します。 ◆ コミュニティビジネスを創業します。
<p>社協 の役割 (共助)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域のニーズとサービスの調整を行います。 ◆ 高齢者や障がいのある人等への就労支援の場づくりの情報提供を行います。
<p>行政 の役割 (公助)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 本市での地域コミュニティを活用した起業・創業を支援し、新たなしごとづくりをめざします。 ◆ コミュニティビジネスの活性化支援や買い物支援等を通じて、身近な地域での経済循環を推進します。 ◆ ハローワークやシルバー人材センター、特別支援学校等と連携し、高齢者や障がいのある人などの就労支援に取り組みます。 ◆ 高齢者や子育て世帯の女性の就労に向けた支援に努めるとともに、企業に対し、就労に向けた働きかけを行います。

基本目標 3

福祉サービスの利用に向けた仕組みづくり

(1) 情報提供と相談体制の充実

現状と課題

- ・いつでも気軽に相談できる窓口が身近にあることは、本市に暮らす人々の不安や困りごとなどの早期発見・解決につながる、非常に大切なことです。また、高齢者や障がいのある人、子育て家庭など、支援を必要とする人々が円滑に福祉サービスや制度の利用へとつながるようこれらの情報を積極的に発信していくことが必要です。
- ・アンケート結果をみると、高齢者で相談相手がない人が約2割となっているほか、障がい者施策で力を入れてほしいことに、情報提供や相談支援体制の充実があげられており、各種相談体制のさらなる充実を図ることが必要です。
- ・ライフスタイルの多様化などを背景に、困りごとや必要とする支援内容は複雑・多様化しているため、それぞれの相談窓口について専門性の向上を図ることや、必要に応じて他分野の相談機関やサービスへとつなげることができる連携体制を構築していくことが必要です。

方向性

①福祉サービスのわかりやすい情報提供

- ・広報誌やホームページを活用し、市政情報や福祉情報を発信します。
- ・パンフレットや冊子を活用し、福祉制度やサービス内容のきめ細かな情報提供を行います。

②身近な地域の相談体制の充実

- ・市民が身近な場所で日常生活上の様々な相談をすることができるよう相談体制の充実及び周知を図ります。
- ・地域で身近な相談活動を行う人材による、相談や情報提供の活動を促進します。

③相談窓口間の連携による情報共有

- ・相談機関間の連携を図り、地域を取り巻く様々なニーズや相談内容について情報共有や、専門的機関等へつなげられるネットワークの構築を図ります。

みんなの役割

<p>住民 の役割 (自助)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 広報紙やホームページなどから、必要な福祉情報を収集します。 ◆ 身近な地域内で福祉に関する情報共有をします。 ◆ 日頃からちょっとしたことを相談できる相手をつくりま
<p>地域・団体 の役割 (互助・共助)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域内での福祉に関する情報共有を行います。 ◆ インターネット等を活用した情報の収集や回覧板等を通じた情報提供を行います。 ◆ 各種組織・団体の活動等の情報を定期的に共有・発信しま
<p>社協 の役割 (共助)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 社協通信を配布し、社会福祉協議会の行事や事業について、情報提供します。 ◆ ホームページを運営し、社会福祉協議会の行事や事業について、情報提供します。 ◆ 地域包括支援センターや権利擁護センター、生活相談支援センターの運営を通じて、様々な相談に積極的に対応しま
<p>行政 の役割 (公助)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ パンフレットや冊子等によるきめ細かな情報提供や広報紙、ホームページ等による速やかな情報発信を行います。 ◆ 点字や音声案内等、障がいのある人や高齢者に配慮した情報提供を行います。 ◆ 高齢者福祉や障がい者福祉、児童福祉等の様々な分野に対応した相談窓口の充実を図ります。 ◆ 民生委員児童委員や愛育委員、福祉委員などの地域人材による訪問相談等の促進を図ります。 ◆ 各分野の連携を図りながら、相談から総合的なコーディネートへとつなげられる体制の充実を図ります。

(2) 福祉サービスの充実

現状と課題

- ・本市では子育て、障がい者、高齢者等の様々な分野で福祉サービスが提供されていますが、利用者の福祉ニーズは少子高齢化や核家族化などに伴い、サービス量の増加やニーズの多様化が予測されます。
- ・本市ではアンケート調査をはじめとする市民の生活実態把握を行っていますが、今後も定期的な福祉ニーズの把握を進め、関係機関・団体、事業所等と情報共有を図りながら、サービスの質の向上及び量の確保に取り組んでいくことが重要です。
- ・事業者によるサービスの質の確保・向上を図るため、事業者のサービス内容や提供状況の把握を進めるほか、福祉サービスに関する苦情に適切に対応するなど、福祉サービスの質の向上に取り組んでいくことが必要です。
- ・今後も支援を必要とする人に適切な支援を提供できるよう、相談体制・情報提供の取組と連動しながら、市民の誰もが必要に応じて福祉サービスが利用できるような環境づくりを進める必要があります。

方向性

①福祉サービスの質の向上・適正配置

- ・福祉サービスの質の向上及び量の確保に向けて、研修や人材確保の取組を支援します。
- ・各福祉サービスの、事業内容の検証・評価、指導を行い、適正なサービス提供をめざします。
- ・福祉サービスに関する苦情や提言の申し出がしやすい環境づくりを進めるとともに、苦情解決体制の充実を図ります。

②福祉サービスの情報公開の推進

- ・サービス事業者と連携を図りながらサービス内容について情報公開を進め、支援を要する人が自らの希望する福祉サービス等を選択、利用することができる環境をめざします。

みんなの役割

<h3>住民</h3> <p>の役割 (自助)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 瀬戸内市で実施されている福祉サービス等の情報を入手します。 ◆ 住民同士で福祉サービスなどの情報を交換します。 ◆ サービス内容について気になった点や要望はサービス事業者や行政へ伝えます。
<h3>地域・団体</h3> <p>の役割 (互助・共助)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 支援を要する人がいたときは、相談に乗ったり、公的な支援を紹介します。 ◆ 社会的な援護を必要とする人々の自立支援に協力します。 ◆ 地域の福祉ニーズを把握し、サービス事業者や行政へ伝えます。
<h3>社協</h3> <p>の役割 (共助)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ サービス事業所、ボランティア団体などのサービスのコーディネート機能を高めます。 ◆ 地域包括支援センターにおいて、要介護状態となるおそれのある人に対して、介護予防相談・活動を行うとともに、一般高齢者に対しては、介護予防活動の場づくりや参加促進を行います。
<h3>行政</h3> <p>の役割 (公助)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域の様々な福祉ニーズや課題を収集し、必要な福祉サービスの質と量の確保をめざします。 ◆ サービス提供事業者について事業内容の評価・点検等に努め、適正な指導を実施します。 ◆ 事業者が実施しているサービス情報を収集し、広報やホームページなどを通じて情報提供を行います。 ◆ トータルサポートセンターを中心として、保健・医療・福祉等にかかわる様々なサービスを総合的・継続的に提供できる地域包括ケア体制の充実を図ります。

(3) 支援を要する方の把握と支援

現状と課題

- ・近年は、子育ての悩みや介護疲れなどに伴う、子どもや高齢者、障がいのある人に対する虐待が問題となっており、地域に暮らす一人ひとりの人権や尊厳を守るために、虐待の防止・早期発見・早期対応の体制の強化を図っていくことが必要です。
- ・これらの支援を要する人は、自身の悩みなどを打ち明けることができず抱え込んでしまうことが考えられるため、民生委員児童委員、愛育委員などの地域人材や地域、学校、事業所等の関係機関と密接に連携し、実態把握に取り組んでいくことが大切です。また、講演会や広報等により周知・啓発を図り、虐待防止の意識づくりを進めていくことも必要です。
- ・権利擁護事業の需要として、認知症と判断された人や認知症の疑いのある人は本市においても増えつつあります。このような加齢に伴う認知症の人の増加やリスクの高まり、さらに介護サービスの需要の増加、障がいのある人の利用などによって、権利擁護や成年後見制度の相談、利用は今後増加することが考えられます。
- ・生活困窮者自立支援法が平成27年4月から施行されたことに伴い、生活困窮者の早期把握や相談対応、就労等の自立支援へとつなげる体制を整備していくことが必要です。
- ・生活困窮者には、失業者や高齢者、障がい者、ひとり親世帯など、多様な生活課題が考えられ、各課題に応じた包括的かつ継続的な相談支援・自立支援を行える体制を構築していくことが大切です。

方向性

①虐待等の早期発見体制の強化

- ・虐待への認識を深めるための講演会や研修会を通じて子どもや高齢者、障がいのある人への虐待防止の意識づくりを進めます。
- ・虐待の未然防止や早期発見のため、相談体制の強化を図ります。
- ・見守り活動等を通じて、子どもや高齢者、障がいのある人の虐待の早期発見に努めます。また、関係機関が連携し、虐待の早期発見・早期対応のネットワークの強化を図ります。

②権利擁護制度等の利用促進

- ・判断能力が十分でない人に対し、適切なサービス提供・利用が進むよう、成年後見制度や日常生活自立支援事業の普及・活用を進めます。また、関係機関・団体と連携しながら、判断能力が不十分な人たちの権利を擁護する仕組みの普及と活用に努めます。

③生活困窮者の自立支援

- ・ 地域団体等と連携し、生活困窮者の早期把握に取り組みます。
- ・ 生活困窮者の自立支援に向けた包括的な支援体制の整備に努めます。

みんなの役割

<p>住民 の役割 (自助)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 身近に、支援を要する人がいるか気にかけるようにします。 ◆ 家族の中で支援を要する人がいる場合は、相談機関に相談します。 ◆ 地域で支援を要する人がいた場合は、相談機関の紹介や、自治会・行政などへ情報提供します。
<p>地域・団体 の役割 (互助・共助)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 支援を要する人がいたときは、相談に乗ったり、公的な支援を紹介します。 ◆ 社会的な援護を必要とする人々の自立支援に協力します。
<p>社協 の役割 (共助)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 虐待の早期発見・早期対応に取り組むとともに、関係機関と連携を図りながら課題解決に努めます。 ◆ 権利擁護センターの運営を通じて、虐待等の相談に対応します。 ◆ 成年後見制度や日常生活自立支援事業について、わかりやすく周知・啓発します。 ◆ 生活相談支援センターにおいて、生活困窮者への相談支援等を実施します。また、地域における自立・就労支援等の体制を構築し、生活困窮者の自立を促します。 ◆ 地域包括支援センターにおいて、認知症について学び、正しい知識を持って、認知症の方や、その家族を地域や職場で見守り、支える認知症サポーターを養成するため、認知症サポーター養成講座を実施します。
<p>行政 の役割 (公助)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 虐待の早期発見・早期対応に取り組みます。 ◆ 社協委託の虐待防止事業を通じて、高齢者の虐待防止に努めます。 ◆ 保育所や各母子保健事業等を通じて児童虐待の早期発見に努めるとともに、児童相談所との連携を図ります。 ◆ 関係機関との協力のもと児童虐待防止ネットワークを市全域に拡大します。 ◆ 判断能力が不十分な方の生活を支援する権利擁護事業等の利用促進を図ります。 ◆ 権利擁護に関するワンストップ相談支援機関である権利擁護センターにおいて、成年後見制度の利用支援を行います。 ◆ 成年後見制度や法定後見制度・任意後見制度の仕組みなどについて市民に広く啓発します。 ◆ 生活困窮者の実態把握及び就労支援等の自立支援体制の構築をめざします。 ◆ ひとり歩き高齢者見守り協力体制を通じて、徘徊高齢者の生命・身体の安全及び家族等への支援に努めます。

(4) 住みやすい生活環境の整備

現状と課題

- ・市内では、道路交通や公共施設等が誰にとっても利用しやすいよう、ユニバーサルデザイン化、バリアフリー化の整備が進められています。
- ・今後も引き続き、年齢や性別、心身の状態に関わらず、安全・安心な日常生活や社会参加ができる生活環境づくりを進めていくことが必要です。

方向性

①ユニバーサルデザイン化、バリアフリー化の整備促進

- ・ユニバーサルデザイン、バリアフリーの考え方について情報提供や意識啓発を図ります。
- ・公共施設や道路、交通環境などについて、誰もが外出や地域活動への参加が円滑にできるよう、ユニバーサルデザイン及びバリアフリーのまちづくりをめざします。

みんなの役割

住民 の役割 (自助)	<ul style="list-style-type: none">◆ 地域で危険箇所や道路や施設などの利用しづらい生活環境を把握します。◆ 地域の危険箇所や利用しづらい生活環境について、自治会や行政に情報を提供します。
地域・団体 の役割 (互助・共助)	<ul style="list-style-type: none">◆ 外出や移動の困難な人がいたら、手助けします。◆ 地域の危険箇所、利用しづらい生活環境について把握し、行政に改善を要望します。
社協 の役割 (共助)	<ul style="list-style-type: none">◆ 外出支援ボランティアなどの養成・支援を図ります。◆ 外出や移動の困難な人に対して情報提供を行います。
行政 の役割 (公助)	<ul style="list-style-type: none">◆ 公共施設のバリアフリー化を進めます。◆ バリアフリーやユニバーサルデザインについて広報・啓発活動を行います。◆ 外出や移動の困難な人に対して、福祉タクシーや福祉有償運送等の情報を提供し、移動手段の確保に努めます。◆ 瀬戸内市地域公共交通網形成計画に基づき、市民の移動手段の確保に向けた取組を進めます。◆ 公共交通機関について、高齢者や障がいのある人が利用しやすい車両の導入、駅舎やバス停留所の改良などの要請等に努めます。◆ 道路環境について、段差の解消や歩道の確保などに取り組むとともに、カーブミラー・道路照明灯・ガードレール等、交通安全施設の整備や信号機の設置を警察署や関係機関と協力して働きかけます。

第5章 地域福祉の推進

1 推進体制と計画の進行管理

計画の推進にあたっては、本計画及び関連する個別計画の担当課を中心に連携を図り、各種施策に取り組むとともに、毎年度進捗状況を確認し、施策の整合性を図りながら進捗状況の管理を行います。

また、市民や自治会、ボランティア団体、社会福祉協議会などと連携を図りながら、協働で計画の推進に努めます。

2 計画の評価体制

本計画の進行管理については、定期的に進捗状況を管理・評価したうえで、取組の推進や見直しについての検討を行い、計画の円滑な推進に努めます。

また、計画の円滑な推進のためには、これらの管理・評価を一連のつながりの中で実施することが重要です。そのため、計画を立案し（Plan）、実践する（Do）ことはもちろん、目標設定や計画策定後も適切に評価（Check）、改善（Act）が行えるよう、循環型のマネジメントサイクル（PDCAサイクル）の構築に努めます。

資料編

1 瀬戸内市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 市における地域福祉計画を策定するため、瀬戸内市地域福祉計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を置く。

(策定委員会の任務)

第2条 策定委員会は、地域福祉計画の策定に関し必要な事項を検討し、意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員6人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 識見を有する者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、地域福祉計画の策定をもって終了する。

(委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 策定委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 策定委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、保健福祉部福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 第6条第1項の規定にかかわらず、委員の委嘱後最初に開かれる策定委員会は、市長が招集する。

2

瀬戸内市地域福祉計画策定委員会委員名簿

所属	職名	氏名
瀬戸内市社会福祉協議会	会長	東原 和郎
瀬戸内市民生委員児童委員協議会	会長	入江 誠一郎
瀬戸内市ボランティア連絡協議会	会長	川崎 貞江
本庄地区社会福祉協議会	会長	武久 源男
瀬戸内市総合政策部企画振興課	課長	片山 洋一
瀬戸内市保健福祉部	部長	谷本 憲子

3

策定経過

年 月 日		内 容
平成27年	11月20日	第1回 瀬戸内市地域福祉計画策定委員会 ・瀬戸内市地域福祉計画の策定について ・瀬戸内市の地域福祉にかかる現状等について ・その他
	12月21日	第2回 瀬戸内市地域福祉計画策定委員会 ・瀬戸内市地域福祉計画【骨子案】について ・その他
平成28年	1月18日	第3回 瀬戸内市地域福祉計画策定委員会 ・瀬戸内市地域福祉計画【素案】について ・その他
	1月21日～ 2月3日	パブリックコメントの実施
	2月9日	第4回 瀬戸内市地域福祉計画策定委員会 ・瀬戸内市地域福祉計画案について ・その他

第2期瀬戸内市地域福祉計画

発行年月：平成28年3月

発行：瀬戸内市

編集：瀬戸内市保健福祉部福祉課

〒701-4264 岡山県瀬戸内市長船町土師277-4

電話：(0869) 26-5941 ファックス (0869) 26-8002